

【修正案】

新潟市人権教育・啓発推進計画

令和 7 年 3 月改訂



は じ め に

目 次

第1章 基本的な考え方

1	人権の基本的考え方	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の目的	2
4	計画期間及び改訂	2
	新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系	3

第2章 策定にあたって

1	策定の背景	4
(1)	世界の動き	4
(2)	国内の動き	4
2	新潟市の現状と課題	5
(1)	これまでの取組	5
(2)	市民意識調査からみる市民の人権に関する意識	6
(3)	今後の課題	12
3	様々な分野に跨る課題	13
(1)	インターネットをめぐる人権について	13
(2)	ハラスメントについて	14

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1	基本的あり方	16
2	基本的な視点	17
(1)	「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ	17
(2)	法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する	18
(3)	人権侵害を傍観せず，人権侵害された人々を力づける	18
(4)	多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂 （ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する	18
(5)	人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する	19

第4章 人権施策の方向

1	さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等	20
(1)	市職員に対する人権教育・研修	20
(2)	地域社会における人権教育・啓発の推進	20
(3)	学校における人権教育の推進	21
(4)	生涯学習における人権教育・啓発の支援	22

- (5) 民間団体における人権教育・啓発の支援 2 2
- (6) 企業における人権教育・啓発の支援 2 2

- 2 人権救済のための相談制度の充実等 2 3
 - (1) 各種相談に対応できる相談体制の充実 2 3
 - (2) 相談窓口の周知 2 3
 - (3) 関係機関等との連携 2 3
 - (4) 救済制度の充実 2 3

第5章 分野別人権施策の推進

- 1 女性の人権について 2 4
- 2 こどもの人権について 2 7
- 3 高齢者の人権について 3 1
- 4 障がい者の人権について 3 4
- 5 同和問題について 3 9
- 6 外国籍市民等の人権について 4 3
- 7 H I V感染者等の人権について 4 6
- 8 新潟水俣病をめぐる人権について 4 9
- 9 拉致問題をめぐる人権について 5 1
- 1 0 L G B T Q等性的マイノリティの人権について 5 4
- 1 1 犯罪被害者等の人権に関する問題について 5 6
- 1 2 さまざまな人権問題 5 8

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

- 1 庁内推進体制の充実 6 1
- 2 関係機関や民間団体等との連携・協働 6 1
- 3 計画の評価 6 1

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成 22 年 12 月 17 日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…(省略)…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成 30 年 11 月 22 日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度、施設名、法人などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

第1章 基本的な考え方

1 人権の基本的考え方

人権とは、人間が生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利で、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利です。また、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を追求するために等しく保障される権利です。これら基本的人権の尊重は、日本国憲法の原則となっています。

人権は、これが侵害されたときに公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守るためには、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことにとらえ、許さず、なくしていく必要があります。

また、人は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ※）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン※）についての意識を醸成することで、人権が尊重される社会につながります。

2 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「新潟市総合計画 2030※」が目指す都市像実現に向けた施策として掲げる「人権を尊重する社会の推進」のため、分野別の計画のひとつとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示しています。他の分野別の計画と本計画は、人権施策の方向性を共有し、相互に有機的に連動しています。

3 計画の目的

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み、人権意識を定着させるために～

新潟市は、2008(平成 20) 年に制定した「新潟市自治基本条例[※]」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「新潟市総合計画 2030」では「人権を尊重する社会の推進」を目指す都市像実現のため掲げています。

本計画は、これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的とします。

※ 本計画における「人権文化」とは、人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう人々が行動するありさまをいう。

4 計画期間及び改訂

本計画の期間は、2025(令和 7) 年 4 月から 2030(令和 12) 年 3 月までの 5 年間とします。ただし、「新潟市総合計画 2030」の計画最終年度である 2030(令和 12) 年 3 月までの取組状況、又は社会状況の変化などにより、必要に応じて見直すものとします。

計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成し、設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。

新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系



第2章 策定にあたって

1 策定の背景

(1) 世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合※が設立されました。1948（昭和 23）年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966（昭和 41）年には、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。

このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約※が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。

1994（平成 6）年の国連総会において、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。2004（平成 16）年には国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006（平成 18）年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪条約」が採択され発効しました。

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1997（平成 9）年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和 40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか 2 本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成 8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成 11）年の同審議会の答申を受けて、2000（平成 12）年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、2002（平成 14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。また、

文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008（平成 20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ※解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため 2004（平成 16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成 22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

2 新潟市の現状と課題

（１）これまでの取組

新潟市では、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和 60）年に「第 1 回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和 62）年に女性行政担当組織として「婦人政策室」を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し、男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定、1991（平成 3）年に市民とともに男女共同参画を推進するための施設として「女性センター」を設置しました。2001（平成 13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、2005（平成 17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定、男女の性差別や固定的な役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現を目指しています。

同和問題については、1985（昭和 60）年の市立高校の教師による差別発言を契機として、教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成 5）年に庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置し、「新潟市同和対策基本方針」を定めて職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めています。

さらに、新潟市は 2006（平成 18）年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。また、2007（平成 19）

年の政令指定都市移行を経て、2008（平成 20）年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。同年、これまでの施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しています。2015（平成 27）年に策定した総合計画「にいがた未来ビジョン」では、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指し、2023（令和 5）年に、新たな総合計画として「新潟市総合計画 2030」を策定し、目指す都市像の実現に向け、「人権を尊重する社会の推進」に取り組んでいます。2025（令和 7）年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「新潟市総合計画 2030」の方向性に合わせて、本計画を改訂しました。

（２）市民意識調査からみる市民の人権に関する意識

ア 調査の経緯

新潟市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めていますが、今なお、人権侵害や差別による問題などが存在しています。そこで、市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権教育・啓発を推進していくうえでの参考とするため、「新潟市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を実施しています。

これまで、2006（平成 18）年に「市民意識調査」（以下「平成 18 年調査」という。）を初めて実施し、2008（平成 20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。その後、2013（平成 25）年、2018 年（平成 30）年に「市民意識調査」（以下「平成 25 年調査」、「平成 30 年調査」という。）を実施し、それぞれ、2015（平成 27）年、2020（令和 2）年に、本計画を改訂しました。

本計画の再改訂にあたり、20223（令和 5）年に 4 回目となる「市民意識調査」（以下「令和 5 年調査」という。）を実施しました。

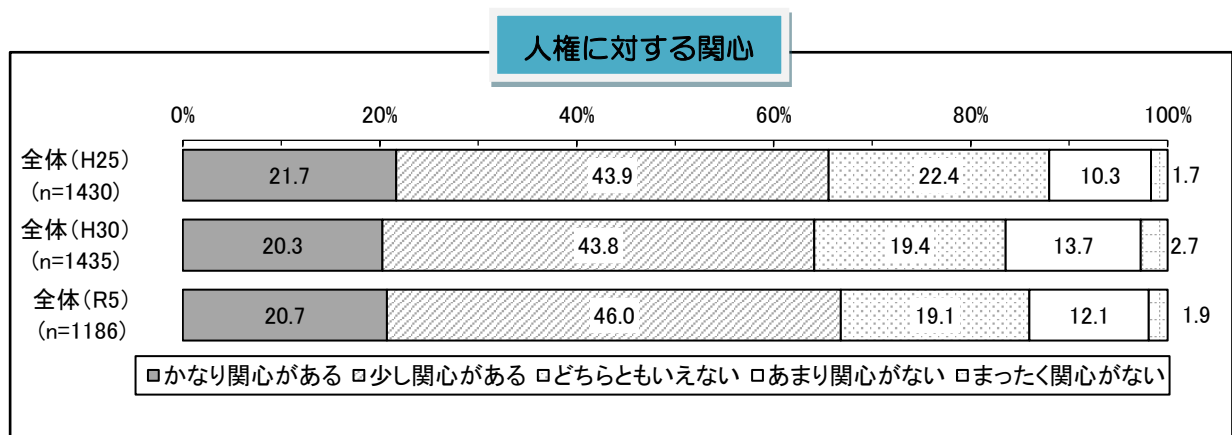
イ 意識調査の方法

新潟市内の満 15 歳以上の無作為に抽出した 3、000 人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は 1,227 件で、回収率は 40.9%でした。

ウ 人権全般についての調査結果の要約

① 人権に対する関心

「あなたは、『人権』にどの程度、関心を持っていますか」という問いに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、66.7%でしたが、平成 30 年調査から若干増加しています。

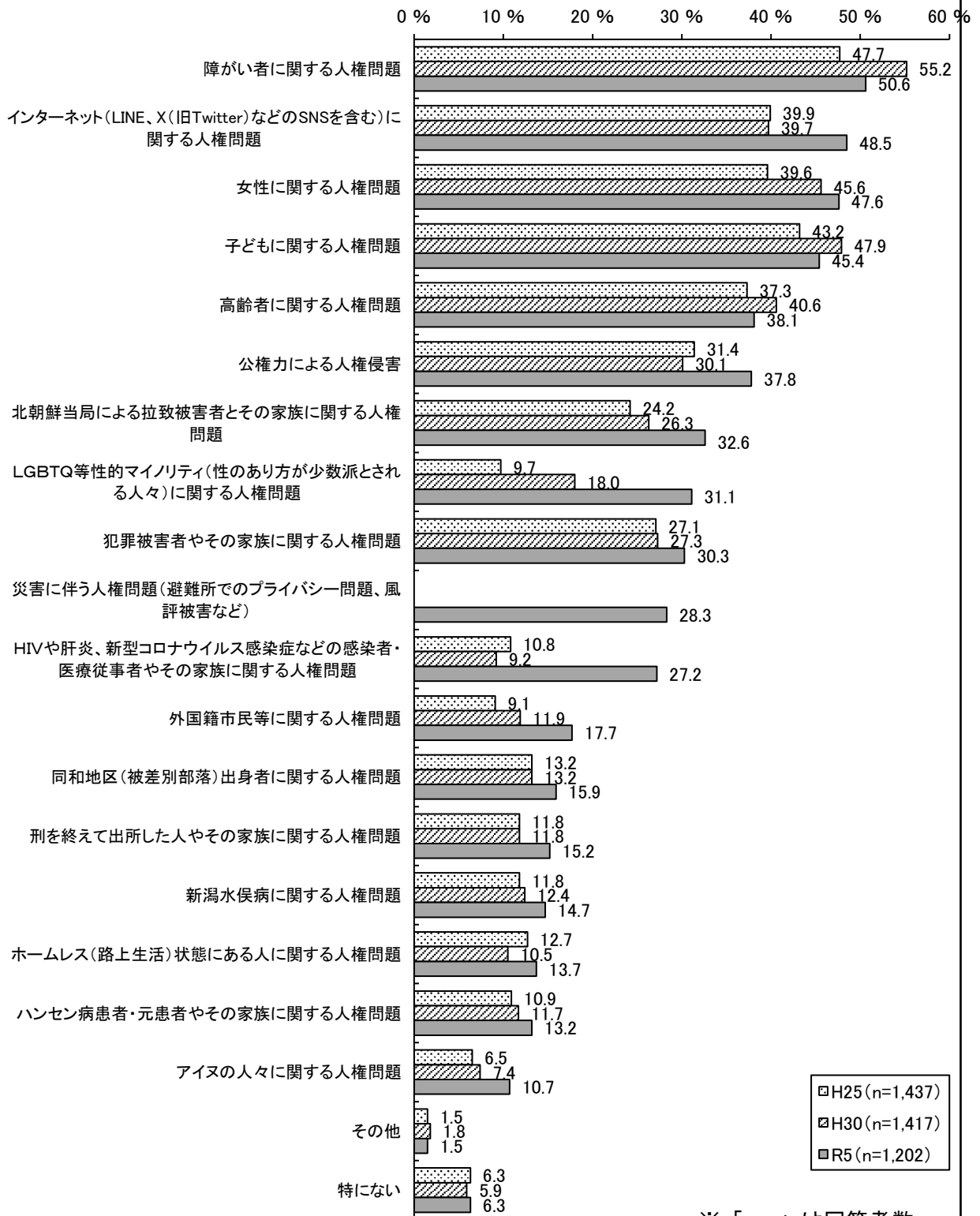


② 関心のある人権問題

関心のある人権問題は、「障がい者」(50.6%)、「インターネットに関する人権問題」(48.5%)、「女性」(47.6%)、「子ども」(45.4%)、「高齢者」(38.1%)、「公権力による人権問題」(37.8%)、「拉致被害者とその家族」(32.6%)、「L G B T Q 等性的マイノリティ」(31.1%)の順になっています。

平成 30 年調査と比べ、「インターネットに関する人権問題」、「公権力による人権問題」、「L G B T Q 等性的マイノリティ」が大幅に増加しています

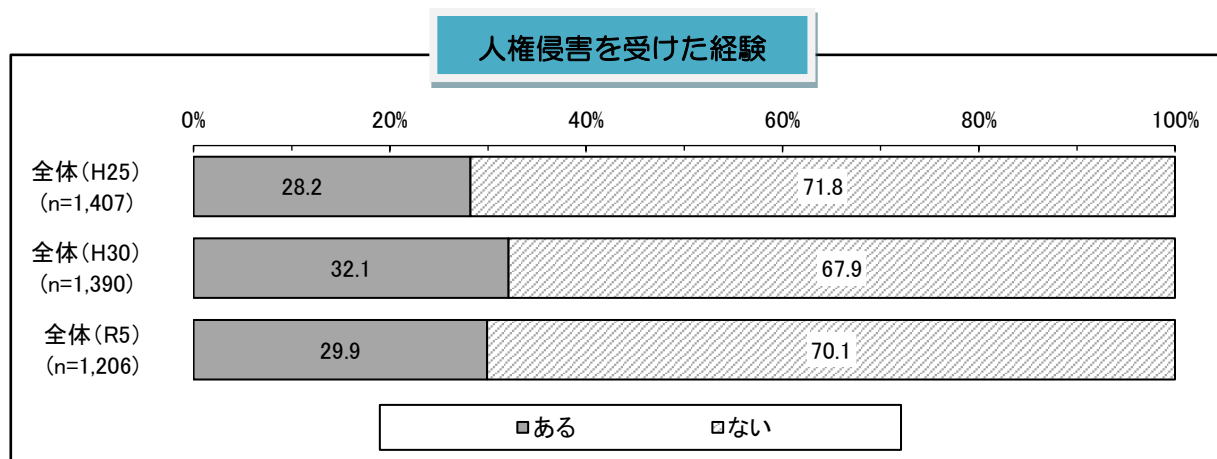
関心のある人権問題



※「n=」は回答者数

③ 人権侵害を受けた経験

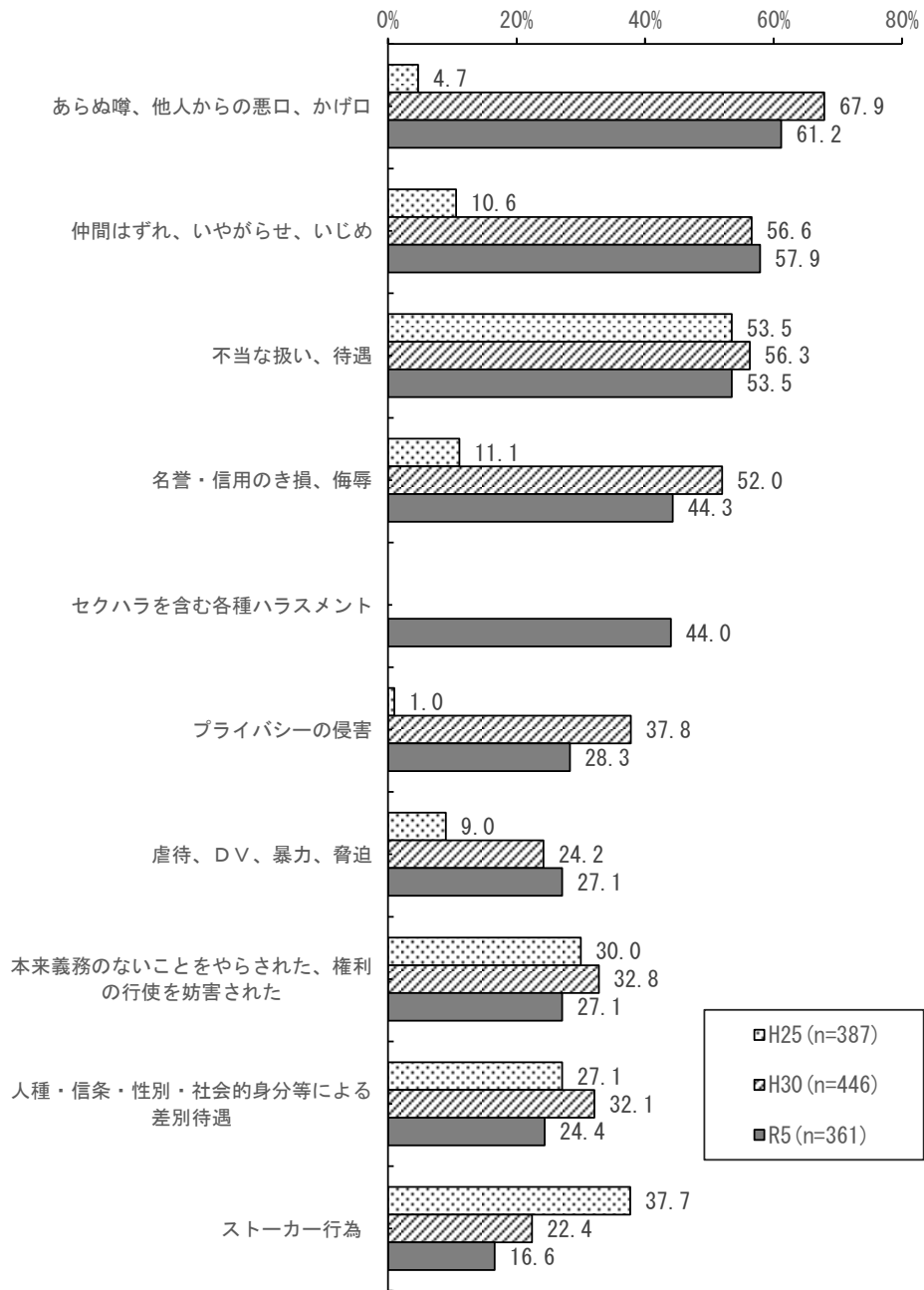
自分の人権が侵害されたと思った経験のある人は 29.9%と、平成 25 年及び平成 30 年調査と同様に 3 割前後の回答がありました。



④ 人権侵害を受けた内容

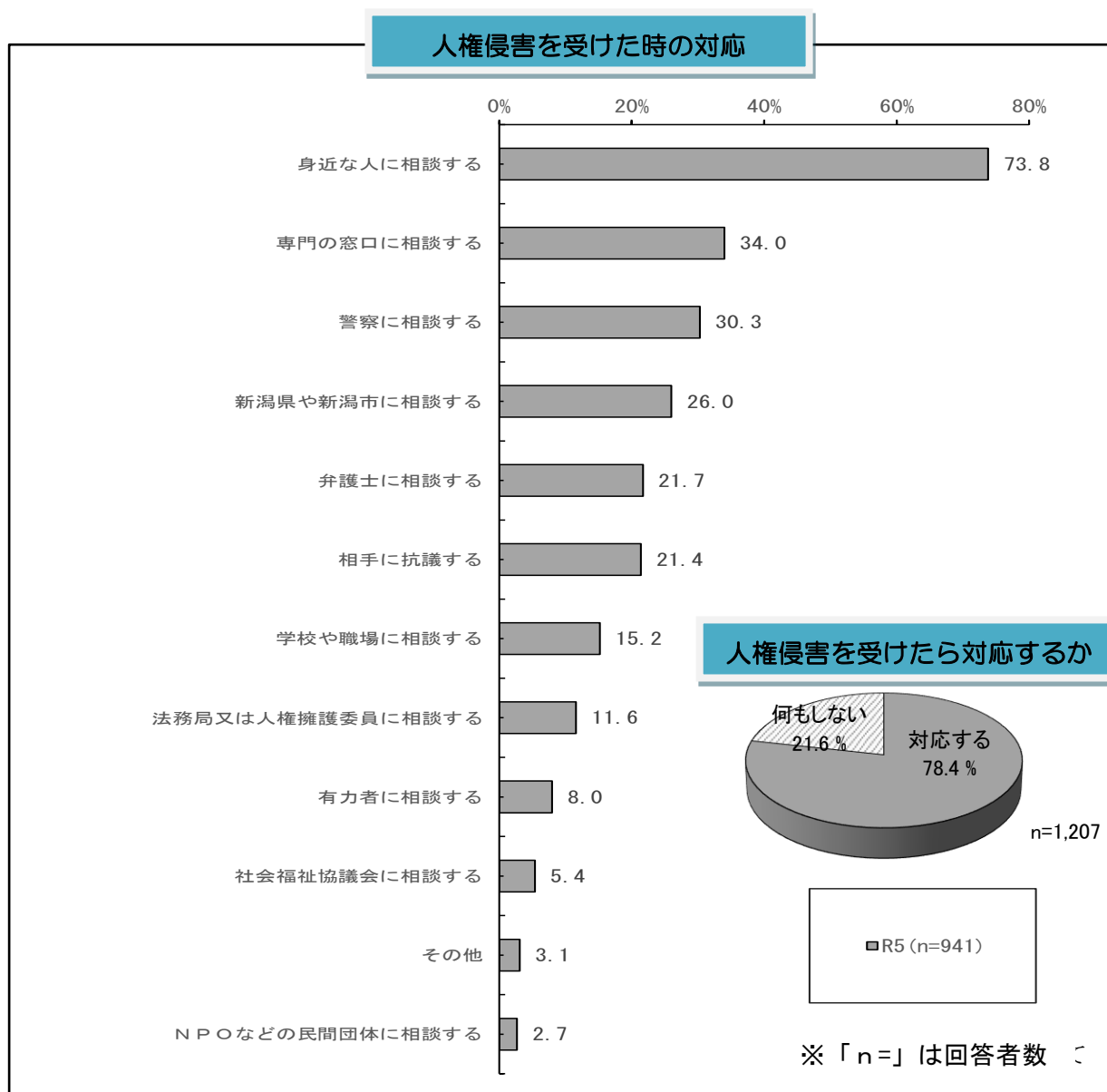
どのような人権侵害を受けたと思うかの質問への回答は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」(61.2%)、「仲間外れ、いやがらせ、いじめ」(57.9%)、「不当な扱い、待遇」(53.5%)が、5 割を超えています。

人権侵害を受けた内容



⑤ 人権侵害を受けた場合の対応

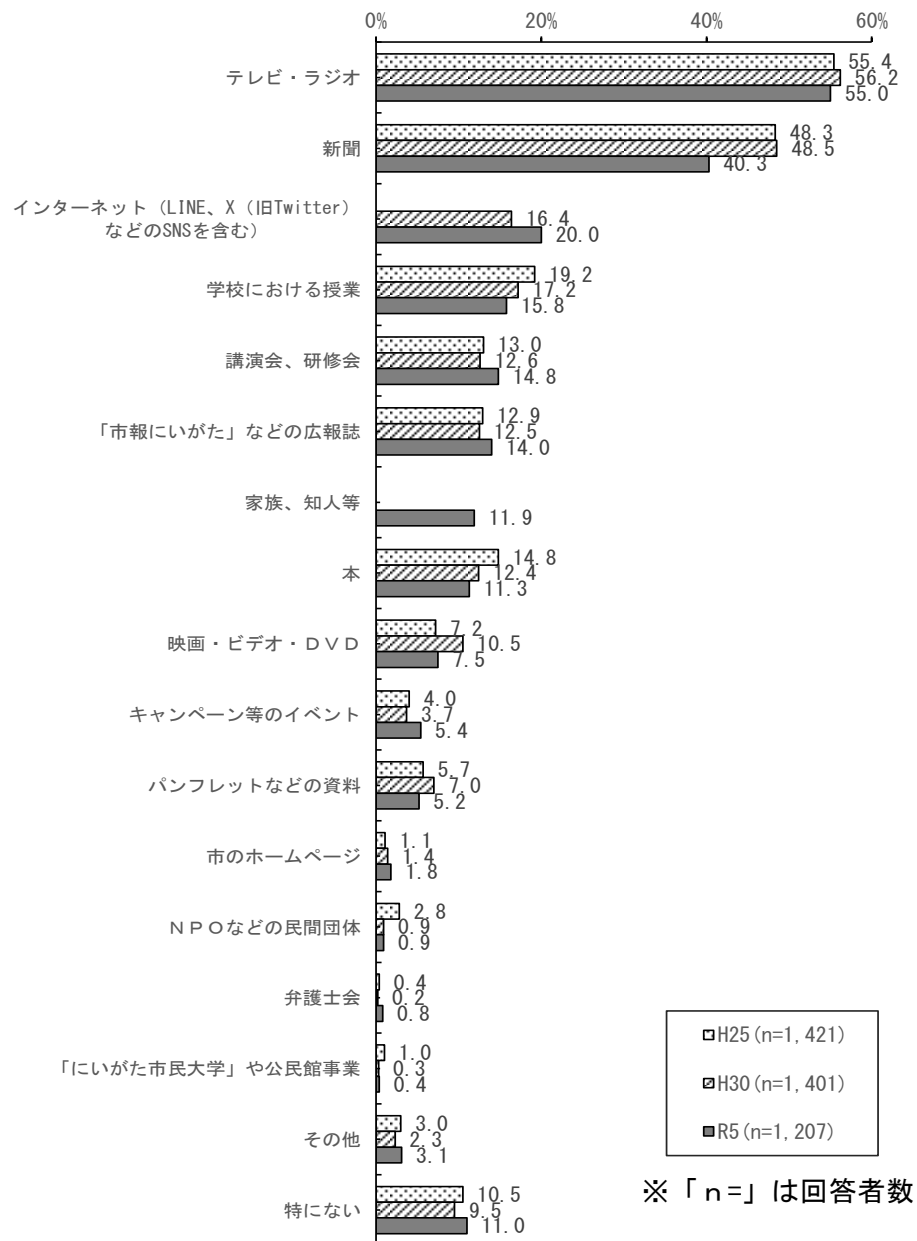
もし自分が人権侵害を受けた場合の対応は、「身近な人に相談」(73.8%)との回答が最も高く、次いで、「専門の窓口相談」(34.0%)、「警察に相談」(30.3%)、「県や市に相談」(26.0%)、「弁護士に相談」(21.7%)となっています。



⑥ 人権に関する啓発活動について

人権問題に関する知識や情報の主たる取得源は「テレビ・ラジオ」(55.0%)、「新聞」(40.3%)で、平成25年及び平成30年調査と同様に、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。次いで「インターネット」(20.0%)、「学校における授業」(15.8%)、「講演会・研修会」(14.8%)、「『市報にいがた』などの広報紙」(14.0%)、の順でした。

人権に関する知識や情報の取得源



(3) 今後の課題

新潟市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

令和5年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成30年調査より若干減少していますが、人権問題は今なお深刻な状況にあります。また、「人

権に対する関心」がある人は6割を超えており、平成30年及び平成25年調査より増加しています。

急激な少子高齢化、ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡大は、さまざまな人権侵害の背景にある貧困問題の深刻化をもたらしており、個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。

新潟市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。

3 様々な分野に跨る課題

（1）インターネットをめぐる人権について

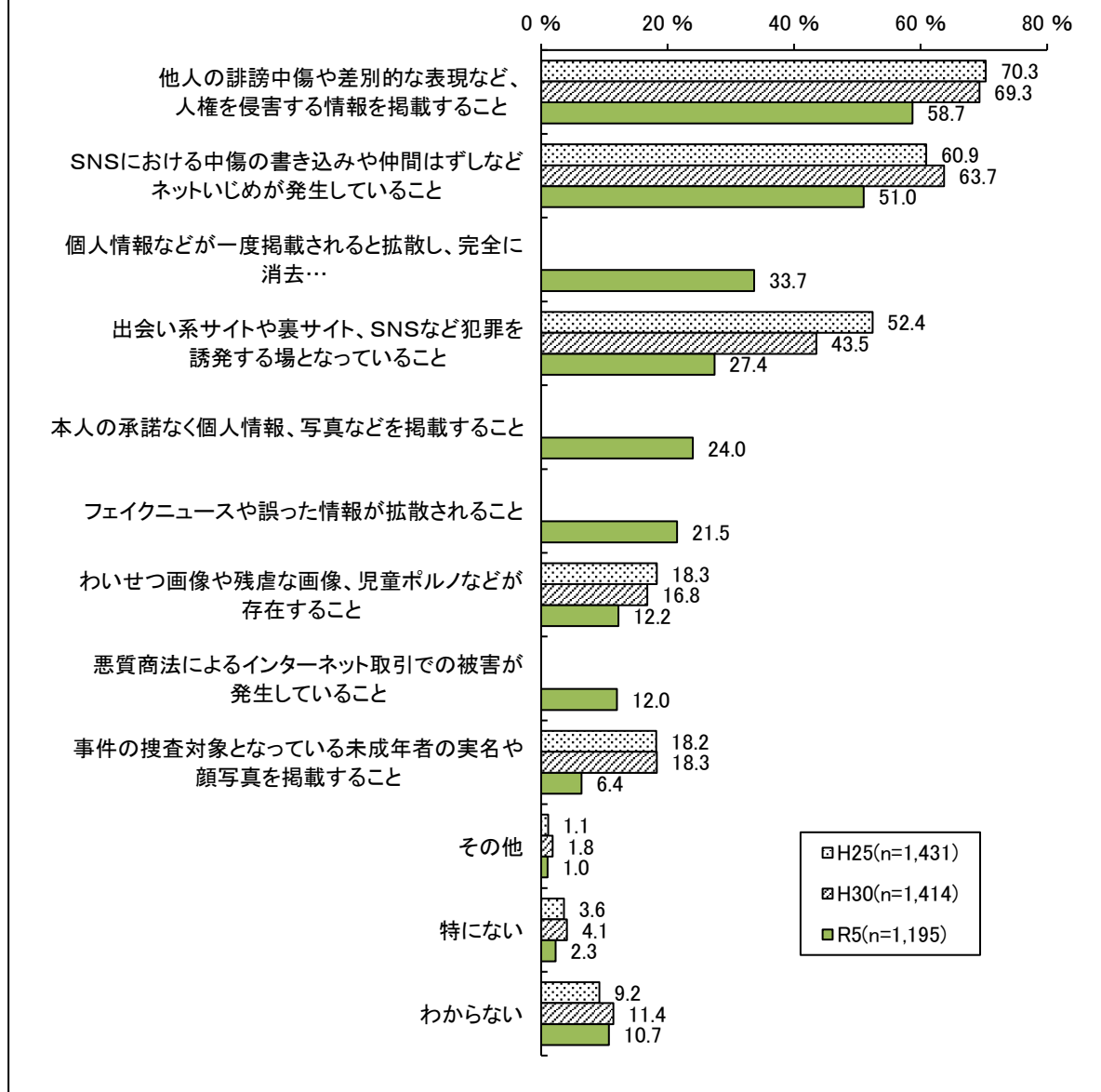
インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用した誹謗中傷、差別的書き込みなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じており、2000（平成12）年以降、様々な法律を整備されてきました。

2024（令和6）年に、「プロバイダ責任制限法」は、大規模プラットフォーム事業者に対し、「対応の迅速化」、「運用状況の透明化」を義務づけるため、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改められ、法務局や警察による相談や防止のための取組が行われています。

インターネット上では、誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー※情報の無断掲載、差別的な書き込み、インターネット上のいじめなどのほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や同和問題に関する差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。こうしたインターネット上の人権侵害は、その事実の早期発見と、法務局や警察などと連携した迅速な対応が必要となっています。

近年、スマートフォンの普及から、エックス（X）、インスタグラム（Instagram）、ライン（LINE）などのSNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用者が拡大し、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきています。インターネットを利用する市民一人ひとりの人権意識を高めるためにも、人権教育・啓発を推進していく必要があります。特に、青少年においては、学校でのパソコンやインターネットを中心とした情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実が求められています。

インターネット利用に関して人権上問題だと思うこと



(2) ハラスメントについて

ハラスメント (harassment) とは、相手の性別、年齢、性格、容姿、職業、国籍、人種、宗教、社会的出自、性的志向などの特性に基づいて、相手に不快感や不利益、脅威を与え、その尊厳を傷つける言動を指します。

ハラスメントには数十の種類があるとも言われていますが、厚生労働省がホームページで紹介しているハラスメントとしては、「パワー・ハラスメント」「セクシャル・ハラスメント」「職場の妊娠・出産・育児休業等ハラスメント (マタニティ・ハラスメント)」「カスタマー・ハラスメント (顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、

不当な要求等の著しい迷惑行為)」「就活ハラスメント（就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント)」があります。

これらは主に職場において発生するハラスメントであり、人事管理上の深刻な問題となっています。職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについては、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等において、その対策を事業主の義務とするなど、これに対応するための法制化も進んでいます。

また、近年、深刻な問題として取り上げられることが多くなったカスタマー・ハラスメントについては、顧客からの著しい迷惑行為によりその雇用する労働者の就業環境が害されないよう雇用管理上の配慮（相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮）をすることが望ましいという指針を厚生労働省が発表しています。

ハラスメントを行っている本人にはその自覚がなく、ハラスメントを受けている本人も、誰にも言えずひとりで悩むケースも多く、事態が深刻かつ複雑になる要因になっています。どのような言動がハラスメントにあたるのか、ハラスメントにあった場合にどこに相談すればよいのか、そしてハラスメントが重大な人権侵害にあたるということを大いに啓発していく必要があります。

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1 基本的あり方

新潟市の人権教育・啓発は、本計画の目的である「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や新潟市総合計画等に即して推進します。

新潟市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のようにとらえています。

「人権教育・啓発推進法」

＜定義＞

人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

＜基本理念＞

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（１）学校、地域、家庭、職域等の連携・協働[※]と多様な機会の提供

学校、地域、家庭、職域、行政等は、その担うべき役割を踏まえたうえで、人権教育・啓発にかかわる活動を相互に連携・協働しながら推進していく必要があります。

また、今日の人権問題が複雑・多様化する傾向がある中では、多様な人権教育・啓発の機会を提供し、効果的に推進していく必要があります。

（２）発達段階を踏まえた効果的な手法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とするため、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

（３）市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権に関する意識や内面のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよ

う、また、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は、主体性や中立性を確保しなければなりません。

2 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上は大切ですが、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要です。さらに、人権侵害を生まないためにも一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。

そして、人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組み、相談から救済までつなげることが重要です。

これらの趣旨に沿って、人権教育・啓発に関する施策については、次の5つを基本的な視点としながら推進します。

《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》

《法を理解し使いこなす力(リーガル・リテラシー)を重視する》

《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》

《多様性(ダイバーシティ)の尊重と

社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する》

《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》

(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回

復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

（２）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）はなくてはならないものといえますので、情報を提供する工夫が必要です。

（３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくないと考えられます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

（４）多様性（ダイバーシティ）の尊重と

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成することが必要です。

（５）人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

これまで人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、すべての人々の法を理解し使いこなす力の向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第4章 人権施策の方向

1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等

(1) 市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

新潟市では、新任者から管理職まで経験年数や役職に応じた研修を行っています。その中で人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座にも参加しています。

新潟市は、研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間に「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報データを適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る業務があり、より高い人権意識が求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。また、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、女性や子ども、高齢者、障がい者など分野別の人権問題はもとより、インターネットに

よる人権侵害などについても広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

（３）学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図るため、副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ごしており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

（４）社会教育施設における人権教育・啓発の支援

新潟市では、これまで公民館や図書館などの社会教育施設において人権について考える講座や講演会等を開催し、市民の人権意識の啓発に取り組んできました。

市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するためには、人権にかかる学習機会を提供するなど、市民の学習活動を支援することが重要となります。

今後も引き続き、人権にかかる講座や講演会等の開催、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などに努め、地域に密着した人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

（５）民間団体における人権教育・啓発の支援

市内には趣味のサークルや自治会・町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、この中には人権に係るＮＧＯ※/ＮＰＯ※の活動もあります。

これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。

今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、団体の紹介などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

（６）企業における人権教育・啓発の支援

企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

我が国において、すべての国民は憲法において基本的人権の一つとして職業選択の自由とともに、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということですが、そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

また、職場では、上司によるパワーハラスメント※や同僚からのいじめなどが発生している場合もあり、その対応も求められます。

新潟市では、「市民意識調査」の結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・

能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

2 人権救済のための相談制度の充実等

社会情勢や社会構造の変化により、人権問題は複雑化・多様化しています。「市民意識調査」の結果からも、高齢者や障がいのある人、子どもなど、弱い立場にある人への人権侵害や女性に対するDV、ハラスメント※など、深刻な人権問題が日常的に起こっていることが分かります。そのため、人権教育・啓発を実施するとともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

新潟市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から「心配ごと相談」、1970（昭和45）年からは「弁護士による無料法律相談」、2009（平成21）年からは「人権擁護委員による特設人権相談」などを開設してきました。

一方で、相談内容がいじめやDVなどの人権問題を含み、複合化、複雑化していることから、次の観点で引き続き相談制度の充実を図っていきます。

（１）各種相談に対応できる相談体制の充実

市民からの人権相談は、複雑化・多様化しているため、さまざまな分野の相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

市民からの相談に対しては、新潟市の各分野における相談窓口間の情報共有・連携により適切に対応できるよう、また、必要に応じて、各分野の専門相談窓口、法務局や弁護士会、警察等関係機関の相談窓口へ導くことができるよう、相談担当者の資質向上に努めます。

（２）相談窓口の周知

市民が人権問題について悩みを抱えた場合、どこに相談すればよいかという問題に直面します。その場合に適切な相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

（３）関係機関等との連携

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携に努めます。

（４）救済制度の充実

新潟市では、配偶者等からの暴力や不登校・いじめ、子どもの権利侵害からの救済、犯罪被害者等支援などのさまざまな相談窓口を設けています。人権侵害を受けている人の相談を受けとめ、支援を行い、必要な場合には適切に救済が受けられる仕組みが必要です。関係行政機関や民間団体とも連携し、その充実に努めます。

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権について

＜現状＞

現在も女性であることを理由とした差別や不平等、不利益なことが多くあります。その根底には性別による固定的な役割分担意識があり、それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。

1985（昭和 60）年に我が国も批准した「女子差別撤廃条約」では「（男女の）区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。

また、1995（平成 7）年の第 4 回世界女性会議を契機に、DV や性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。

我が国では、これまでに「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「男女共同参画社会基本法」、そして 2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されています。しかしながら、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表する 2024（令和 6）年のジェンダー・ギャップ指数（GGI）では、日本は 146 か国中 118 位で、先進国の中で最低レベルとなっており、特に政治と経済の分野において、女性の参画が進んでいない状況です。また、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が制定され、暴力の被害者は女性だけではないものの、被害者の多くは女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。さらに、2022（令和 4）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、性的な被害、家庭の状況等、様々な事情により日常生活、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）への支援について、国・地方公共団体が施策を講じる責務があると明記されました。

新潟市では、1983（昭和 58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして、2005（平成 17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。また、2011（平成 23）年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、

夫・妻、パートナーからの暴力から被害者を守るため、「新潟市配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。さらに、2018（平成 30）年には、「女性活躍推進法」に基づく「新潟市女性活躍推進計画」を策定しています。

令和 5 年調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「男女の固定的な役割分担意識を押しつけられること」の回答が、平成 30 年調査よりも割合を伸ばし、回答が約半数を占めるとともに、「職場における男女の待遇の違い」の回答についても、平成 30 年調査よりも割合が減ったものの、約半数を占めていることから、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強くあることがうかがえます。

また、「セクシュアル・ハラスメント※や性暴力の被害者になること」の回答も、平成 30 年調査よりも割合が減ったものの 3 割半ばとなっています。また、「女性の人権を守るために必要なこと」の設問では、「働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を充実させる」を挙げる人が約 6 割で他の回答を大きく引き離しています。

＜課題＞

男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、職場をはじめとしたさまざまな場面において、男女の固定的な役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。特に、女性差別、DV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐるさまざまな人権問題の解消は大きな課題となっています。

また、国による働き方改革が進められる中、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス※の意識醸成や啓発をより一層進める必要があります。

＜施策の方向性＞

職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、男女共に希望に応じた多様な働き方を通して仕事と家庭生活を両立できる環境整備を推進します。

また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。

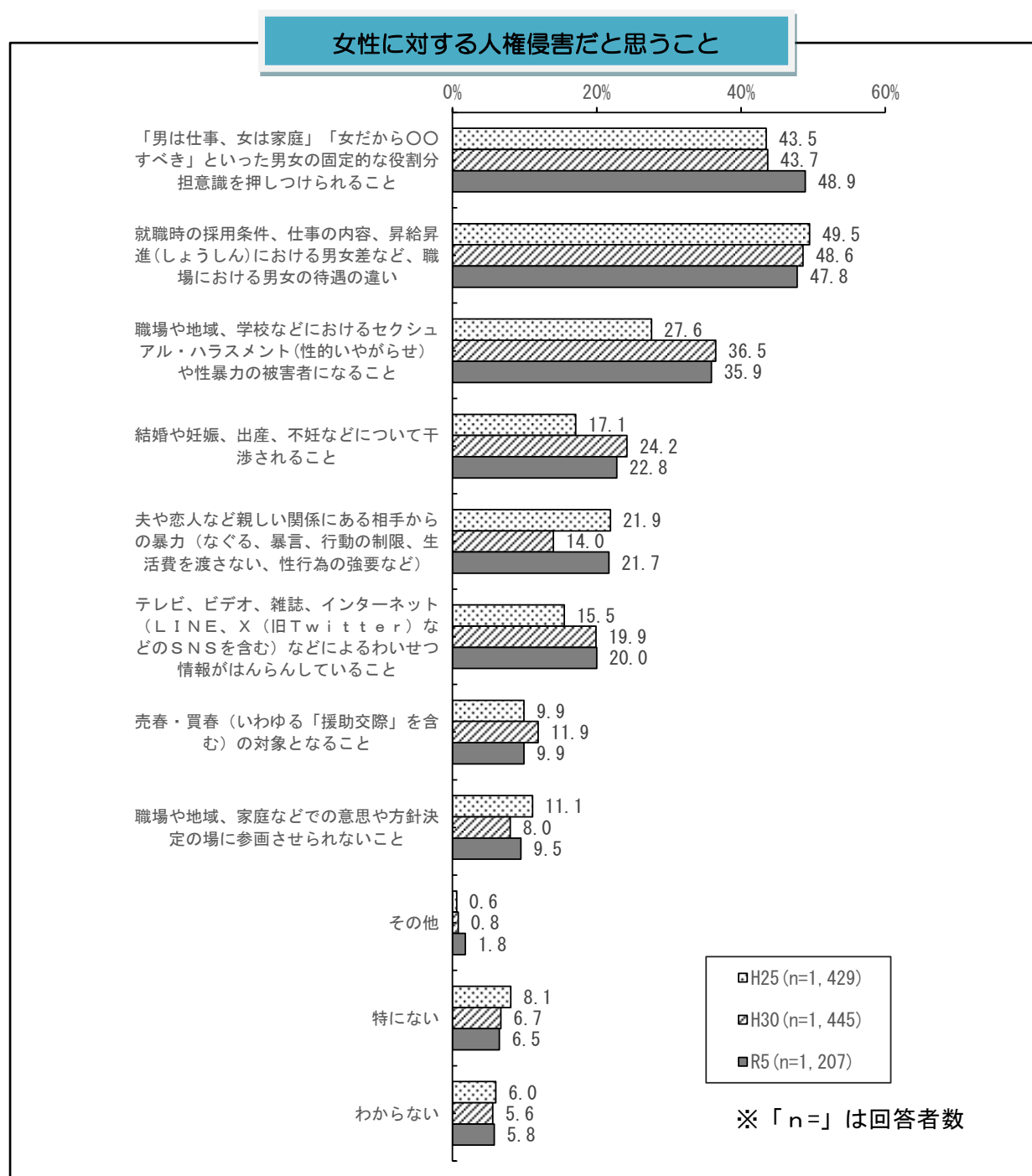
<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・第4次新潟市男女共同参画行動計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html>

・男女共同参画に関する基礎調査

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/danjokkyodo/jennda-toukei/chosatokei/kisochousa.html>



2 こどもの人権について

<現状>

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年に国連において採択され、我が国は1994（平成6）年にこれを批准しました。しかし、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的困窮等を背景に、児童虐待の相談件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等が社会問題化していることなどを踏まえ、こどもの置かれた個々の状況を考慮したよりきめ細やかな対応が必要となっています。

国においては、2023（令和5）年度より、「こども基本法」を施行しています。同法は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども政策を総合的に推進していくことを目的としており、続く同年12月には、「こども大綱」、「こども未来戦略」を策定し、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本市においては、こどもが有する固有の権利を明らかにするとともに、これを守る大人の責務や役割を明確にすることにより、全てのこどもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めるため、2022（令和4）年度から「新潟市子ども条例」を施行しています。

また、2024（令和6）年度には、国が策定した「こども大綱」を踏まえ、「新潟市こども計画」を策定しています。同計画では、①こども一人一人の「最善の利益」を第一に考え、②ライフステージに応じて、こども・若者の状況に応じた支援を切れ目なく行い、③子育てに関わる全ての人々を支えることを施策方針として定め、これからのこども・子育て施策の方向性を定め、各施策を進めていくこととしています。

このような取組を着実に推進していくことにより、こどもは一人一人がかけがえない価値と尊厳をもった人間であり、こどもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるとの理解が広がっていくものと考えます。また、こどもはその権利が守られ、最善の利益を保障されるなかで、豊かなこども期を経て成長することができると考えられ、こども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、こどもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができるといえます。

令和5年度の調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「こどもに対する人権」との回答が約4.5割となり、市民の関心の高さが表れています。また、「こどもに対す

る人権侵害だということ」に対し、「こども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者・親族による虐待」の回答がそれぞれ 5 割、「親・同居者のしつけと称する体罰」、「いじめを見て見ぬふりをする」の回答が約 3 割となっています。

「こどもの人権を守るために必要なこと」に対しては、平成 30 年度調査と比べると、「予防・解決・救済策の充実」は変わらず 4 割前後、「相談・支援体制の充実」「こどものための相談・支援体制を充実させる」の回答率が減少して、それぞれ 4 割前後から 3 割となり、「教職員や保育従事者、指導者等の人権意識の向上」の回答率が 2 割から 3 割に増加しています。

なお、令和 5 年度の調査から新たに加わった「新潟市子ども条例」の認知度については、「内容まで知っている」「知っている（聞いたことがある）」を合わせて約 3 割であり、周知がまだ十分ではないことが伺えます。

＜課題＞

こどもの人権を守るためには、こどもの権利について、権利の主体であるこどもはもちろん、これを守り尊重するため、おとなへの周知・啓発が必要不可欠です。こどもを一人の人間として尊重するとともに、複雑化、多様化するこどもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、社会全体がこどもの権利や子ども条例を理解し、一体となって解決に取り組むことが大切です。

児童虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を **与える** ことから、早期対応のみならず予防の段階での取組が重要です。

また、里親や児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とするこどもや、ひとり親家庭のこどものほか、ヤングケアラーなど、困難な状況にあるこどもは、さまざまな課題を抱えていることが多いことから、一人一人に寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが重要です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を **与える** のみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、こどもが不審者から被害を受ける事案が発生しており、心と身体に傷を負うだけでなく、生命を脅かす危険な状態になることから、こどもを守る活動の推進が必要です。

＜施策の方向性＞

新潟市では、2023（令和 5）年度から、「子ども条例」に基づき策定された「子どもの権利推進計画」を施行し、この計画に基づき、Ⅰ子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保、Ⅱ一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済、Ⅲ自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり、といった **施策** の柱を基本としながら、様々な取組を進めています。そして、2024（令和 6）年 8 月には、こどもの権利侵害に係る相談に対応し、権利の救済を図るための新しい相談窓口として「子どもの

権利相談室（愛称：こころのレスキュー隊）」を開設しました。また、施設入所や里親委託等の措置の決定・変更・解除等に際して、児童相談所がこども本人から意見を聴取し、こどもの意向を十分勘案した上で組織として支援方法を決定するほか、児童相談所から独立した意見表明支援員が定期的に一時保護施設や児童養護施設を訪問し、こどもの意見表明支援する取り組みを令和 6 年度から開始しました。

このようにこどもの権利を尊重する環境が整いつつあるなか、これらの取組をさらに推進していくことにより、すべてのこどもが豊かな子ども期を過ごすまちづくりを目指していきます。

また、こどもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、こどもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

ヤングケアラーへの支援として、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、こども自身や保護者・支援者などのヤングケアラーへの理解促進を図るとともに当事者である子どものいる世帯を適切なサービスにつなぐように努めます。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するための「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を内容の充実を図り、実効性をより高めるため、2017(平成 29)年に見直しを行いました。また、2018（平成 30）には、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を作成（2022（令和 4）年、2023（令和 5）年に一部改訂）し、市内全教職員による初期対応の充実を図っています。さらに、2023（令和 5）年には、「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を作成し、各校の学級活動・道徳の授業において実施されています。いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

また、「新潟市いじめ S O S」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー※」の全市立中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者からこどもを守る活動の推進については「子ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。

さらに、こどもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などに

より家庭での適切な養育を受けられないこどもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど、社会的養護の充実を目指します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟市こども計画（令和7年4月施行予定 ※R6年度策定中）

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kodomomirai/shin-sukoyaka/sin-sukoyakamirai.html>

（※現行の新潟市子ども・子育て支援事業計画の URL を暫定掲載）

- ・新潟市子どもの権利推進計画（令和5年4月施行）

https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/kodomo_jourei.files/230327_kodomo_kenri_keikaku.pdf

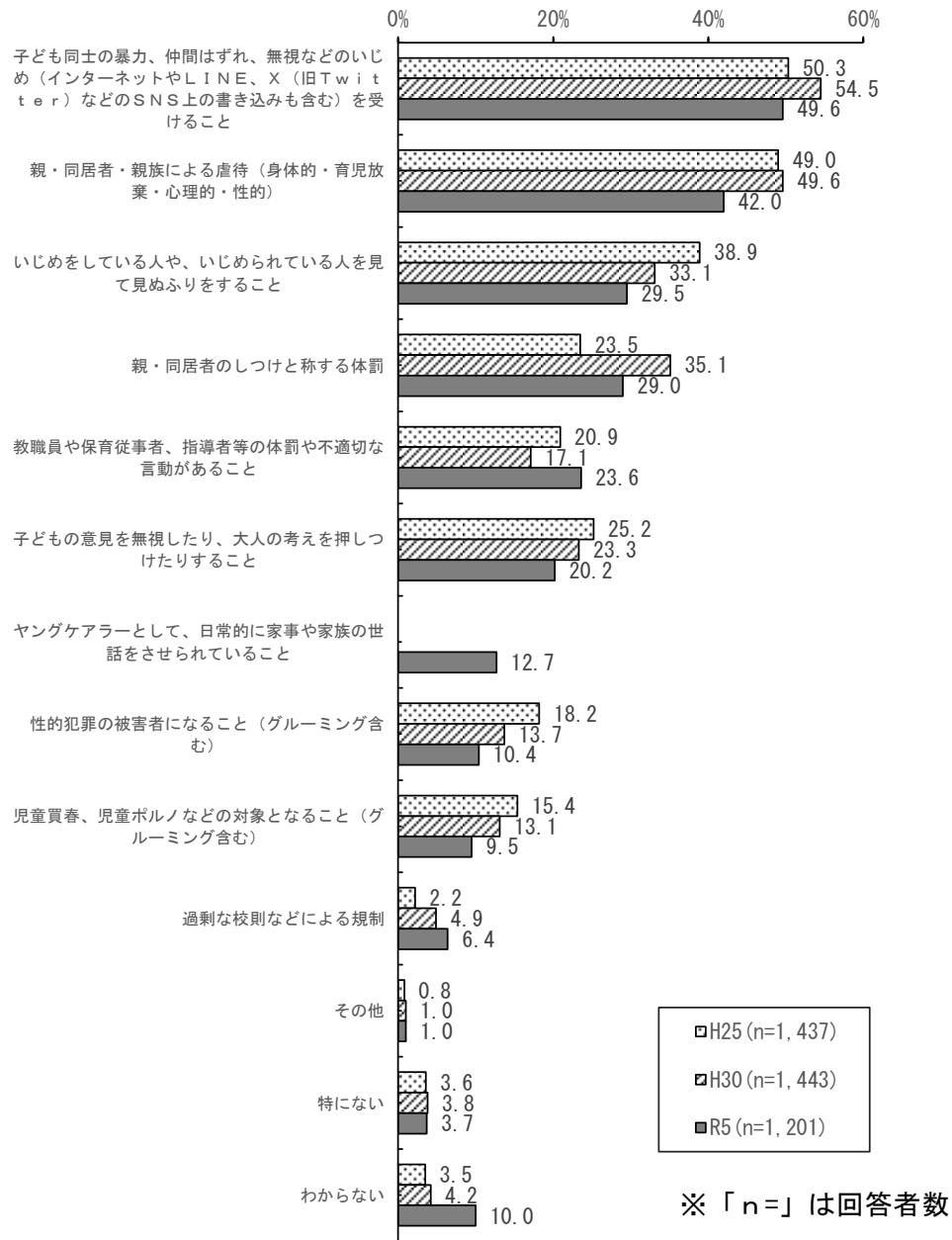
- ・新潟市子どもの権利推進委員会

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/kodomomirai/kodomoseisaku/kodomokenri_iinkai/kenri_suisiniinkai.html

- ・新潟市子ども・若者の生活状況等に関する調査（令和4年11月）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/kodomo-wakamono.html>

子どもに対する人権侵害だと思うこと



3 高齢者の人権について

<現状>

団塊の世代が高齢者となり、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者がさらに増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、**生涯に渡り不安なく、お互**

いに支え合って暮らせる社会の実現を目指して取組を推進していくことが求められています。

新潟市では、介護保険制度が施行された 2000（平成 12）年より新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕を 3 年ごとに改訂し、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまちを目指してきました。

しかし、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成 18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。新潟市においても、2007（平成 19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成 24）年度、2019（令和元）年度にそれぞれ内容や報告様式などを改訂し、より適切な対応ができるよう、虐待防止担当職員を対象とした育成研修や高齢者福祉施設の管理者等を対象とした研修会を実施する等、周知啓発や体制づくりの整備を進めています。

令和 5 年調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「経済的自立が困難」、「悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」、「身寄りがなく必要な医療や介護が受けられない」の回答がそれぞれ 3 割前後となっています。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」については、「自立して生活できる環境」、「高齢者も利用しやすい公共施設や交通機関の整備」、「地域における見守り・支援体制の充実」の回答が 3 割を超えています。

<課題>

経済的自立を図るため、高齢者が働ける場所や能力を発揮できる環境の確保が求められています。また、高齢者をさまざまな消費者被害から守るため、さらなる相談・支援体制の充実が求められています。さらに、認知症高齢者の増加に対する対策も求められています。

<施策の方向性>

高齢者が差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の３つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支え合い、高齢者自身も自らの人権を認識し、自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

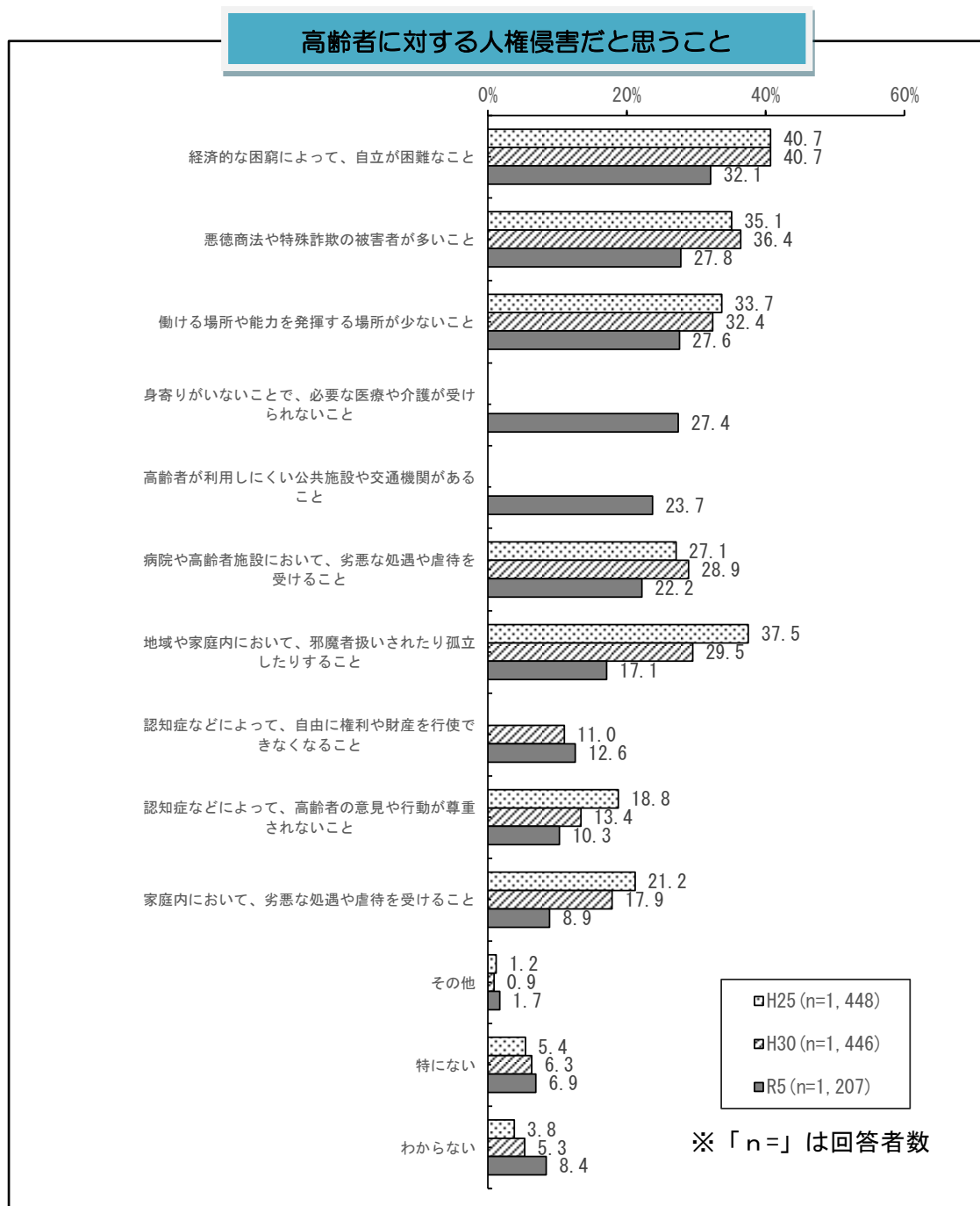
さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。

認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、さまざまな施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/koreisha/keikaku2024.html>



4 障がい者の人権について

<現状>

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがあり、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者）に関する法制度は大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、我が国は条約を締結する

ため、労働・教育・福祉などさまざまな国内法の整備を行いました。

2011（平成 23）年には、障がいの有無に関わらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮[※]について定めることなどを目指して「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。2012（平成 24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（制定時は「障害者自立支援法」、2012（平成 24）年改正で「障害者総合支援法」）が制定され、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育[※]システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

また、2013（平成 25）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、「障害者差別解消法」が制定されました。

さらに、2018（平成 30）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者が個性や能力を発揮し、社会に積極的に参加できる機会の創出に向けた動きが盛んになっています。

加えて、2019（平成 31）年 4 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）」が施行され、その前文で、旧優生保護法の下、障がいを有すること等を理由に生殖を不能にする手術等を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた方々へのおわびと、共生社会実現への決意が述べられています。

新潟市では、2007（平成 19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成 24）年に「第 2 次新潟市障がい者計画」、2015（平成 27）年に「第 3 次新潟市障がい者計画」、2021（令和 3 年）に「第 4 次新潟市障がい者計画」を策定し、さらに 2016（平成 28）年には「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「共生条例」という。）」を施行し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策を推進しています。

令和 5 年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「障がい者に対する人権」との回答が 5 割を超え、市民の関心の高さが表れています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成 25 年、30 年の調査と同様に「働ける場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」と回答した割合が高く、5 割程度を占めています。また、「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、「相談・支援体制の充実」、「就業機会の確保」の回答がいずれも 4 割近くとなっています。障がい者への就労支援と、市民への理解の促進に係る部分について課題があると思う方が多いことが分かりました。

<課題>

「共生条例」が施行後 8 年経過しましたが、市内で行った街頭アンケートによれば、その認知度は 36.3%と低く、認知度の向上が喫緊の課題となっています。「共生条例」の趣旨等を知らないということは、「共生条例」が禁止している障がいを理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮を行わないなどの差別を認識できないことにつながる可能性があります。また、差別相談専門窓口による早期のアプローチが行えず、事態が深刻化する可能性もあります。そうした事態を防ぐために、「共生条例」の趣旨や内容、障がい者差別相談の専門窓口の存在について、一人でも多くの市民に知っていただく必要があります。

<施策の方向性>

我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内 4 ケ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する理解の促進事業も積極的に推進していきます。**(差別相談専門窓口の設置、共生条例の普及・啓発に向けた「ともにプロジェクト」の実施など)**

就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。**(障がい者施設等からの優先調達推進方針、まちなかほっとショップの運営など)**

また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。

(障がい者就業支援センターの設置・運営、障がい者雇用セミナーの開催など)

今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・新潟市障がい者施策審議会

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwaki/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzokul.html>

- ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwaki/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/suisinn.html>

- ・第4次新潟市障がい者計画、第6期新潟市障がい福祉計画、第2期新潟市障がい児福祉計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/keikaku.html>

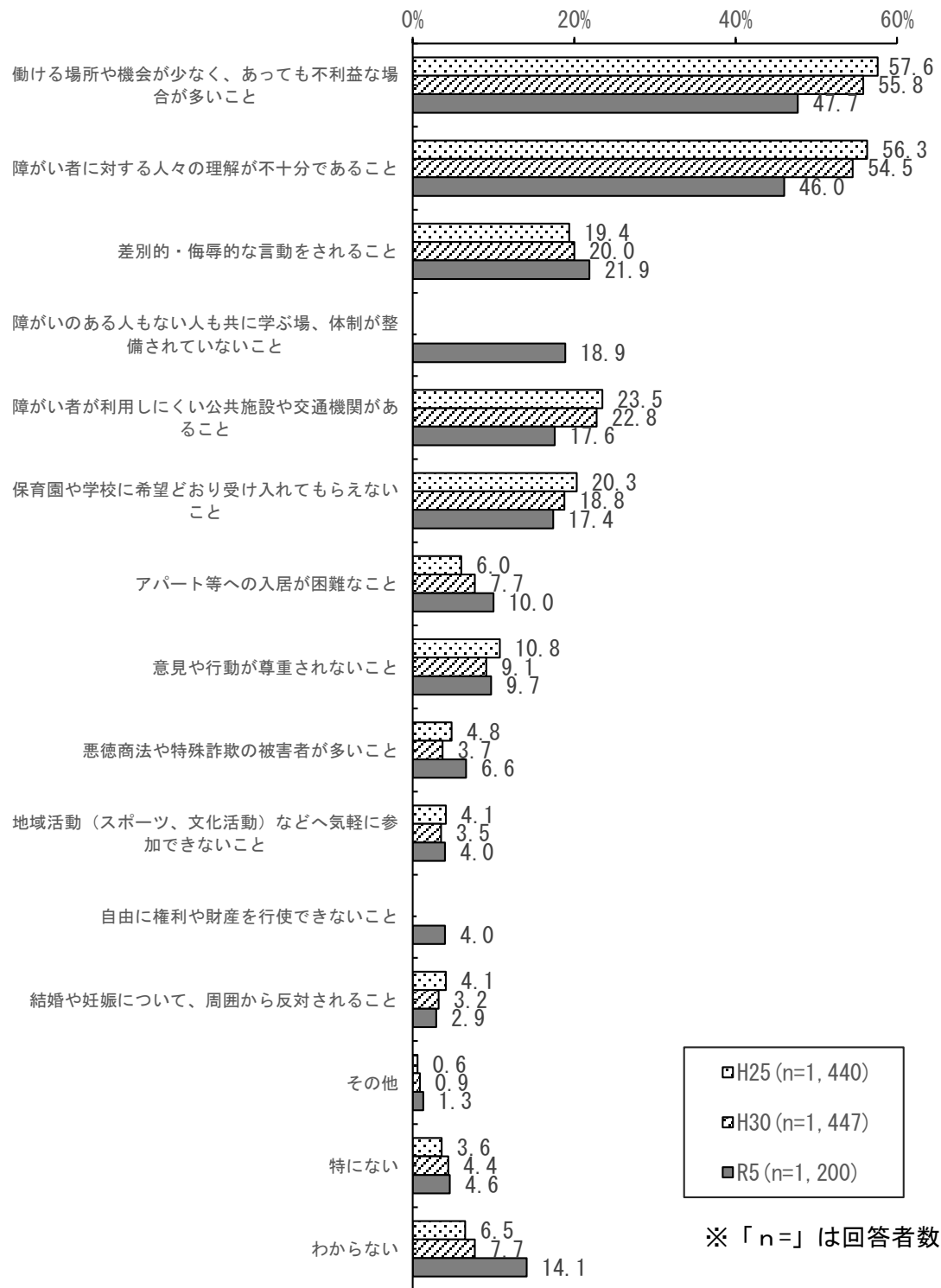
- ・障がいのある人全般を対象としたアンケート（令和5年度）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwaki/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzoku1.files/R5.2_sanko2_ankeitotyosakekkasisaku.pdf

- ・障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケート（令和5年度）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwaki/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzoku1.files/R5.2__sanko3_ankeitotyosakekkajido.pdf

障がい者に対する人権侵害だと思うこと



5 同和問題について

<現状>

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

1965（昭和 40）年に総理大臣の諮問機関である「同和対策審議会」から提出された答申において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、同和対策の特別措置法が 2002（平成 14）年 3 月末に失効するまでの 33 年間、同和問題解決に向けた取組が全国で実施されました。2016（平成 28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、現在もなお部落問題が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを指摘するとともに、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしています。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975（昭和 50）年には、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載された「人事極秘 特殊部落地名総鑑」など同種の書籍（総称として「部落地名総鑑」と言われる）が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用されていたことが発覚し、大きな社会問題になりました。

そのほかにも、2005（平成 17）年には、行政書士や司法書士の関与により戸籍謄本など 1 万枚以上が不正取得されたことが発覚し、部落差別の原因となる身元調査に使われたことが大きな社会問題になり、本市でもこうした戸籍謄本などの不正取得があったことが分かりました。このようなことから、戸籍謄本などの不正取得を抑止することを目的とした「本人通知制度※」が全国に広がり、本市は、2018（平成 30）年に同制度を導入しています。

また、インターネットや SNS の普及により、様々な情報を簡単に入手できる一方で、その匿名性を悪用して、特定の地域を同和地区であることを吹聴するなど、差別を助長・誘発する情報を意図的に流布する行為が大きな社会問題となっていることから、本市では定期的に Web サイトを巡回し、問題を発見した際はこれらの情報の削除を求めるモニタリング事業を実施しています。

一方、本市で発生した部落差別事件としては、1985（昭和 60）に市立高校で教師から部落差別を助長する発言があったとして問題になり、これを本市における同和

対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

しかし、市郷土資料館で開催した 1989（平成元）年の「新潟の歴史を語る資料 100 選展」、1991（平成 3）年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定につながる古絵図を何の説明も加えないままで展示し、さらにこの古絵図を本市のパンフレットなどに何度も利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして 1993（平成 5）年に「新潟市同和対策基本方針」を定め、「同和対策連絡調整会議」を設置しました。また、本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009（平成 21）年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に人権に配慮を欠く記載欄があったため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類に同様の記載項目がないか確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要な記載欄をなくすように努めています。

また、2011（平成 23）年に、市立学校長を会長とする「新潟市同和教育研究協議会」が結成されたことから、同協議会と連携・協働して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進しているほか、2023（令和 5）年に、「新潟市人権教育・同和教育推進委員会」を立ち上げ、児童生徒一人一人に鋭い人権感覚を育む教育を推進するため、本市教職員の人権教育、同和教育に係る意識の向上を目指しています。

本市が 2023（令和 5）年に実施した「新潟市 人権に関する市民意識調査」では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、2018（平成 30）年に実施した前回の調査よりも、「同和地区（被差別部落）出身者に対する人権」との回答が 2.7 ポイント増加したものの、未だ 1 割台と市民の関心が低く、2016（平成 28）年に施行された「部落差別解消推進法」に対する認知度も「名前だけ知っている」を入れても、前回の調査よりも約 2 ポイント増加しているものの、3 割台に留まる結果でした。一方、第三者による身元調査については 9 割近くが「すべきでない」とし、「日ごろ、親しく付き合っている人が同和地区の人であることがわかった場合」についても 9 割の人が「これまでと同じように付き合う」と回答しています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、前回の調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が 4 割台であるとともに、「学校や地域における同和教育」の回答が 4 割あり、引き続き人権教育・同和教育の推進が必要と考えられます。

「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は 10 歳代、20

歳代の若い年代で高い数値を示しており、加えて「現在の同和問題の状況」では「あると思う」とする回答が 10 代においてもっとも高い数値であることから、学校での同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれることから、学校における同和教育の重要性を示しています。

＜課題＞

同和問題については、知らない世代が増えたことから、放っておけば忘れられる「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実には深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上の差別的書き込み等の問題も発生しています。

＜施策の方向性＞

同和問題に関する誤った認識や偏見をなくするためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、本市職員や教職員への研修の充実に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図るとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、学校での同和教育や市民の人権意識啓発に努めます。

また、インターネット上の人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。

＜施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等＞

- ・人権教育・啓発に関する基本計画（法務省）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>

- ・部落差別の解消の推進に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000109/>

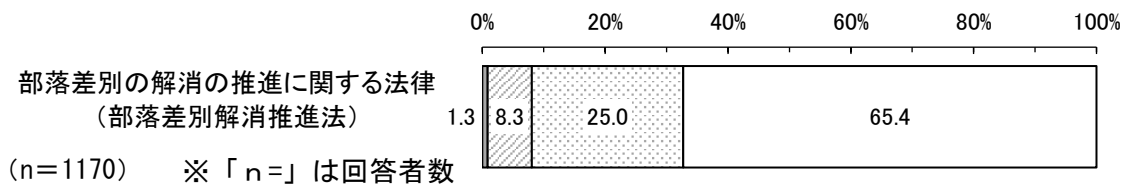
- ・部落差別の実態に係る調査結果報告書（法務省）

<https://mo.go.jp/content/001327359.pdf>

- ・公正な採用選考について（厚生労働省）

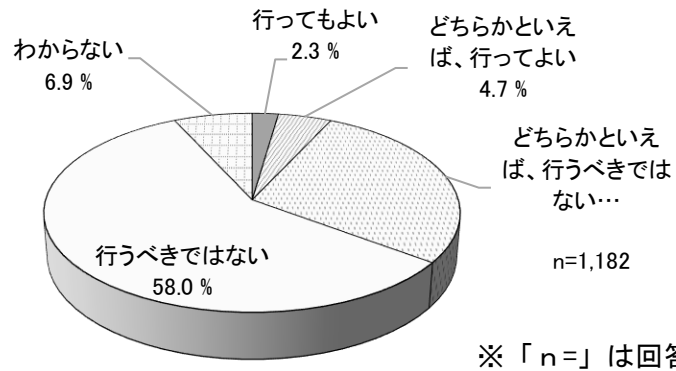
<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

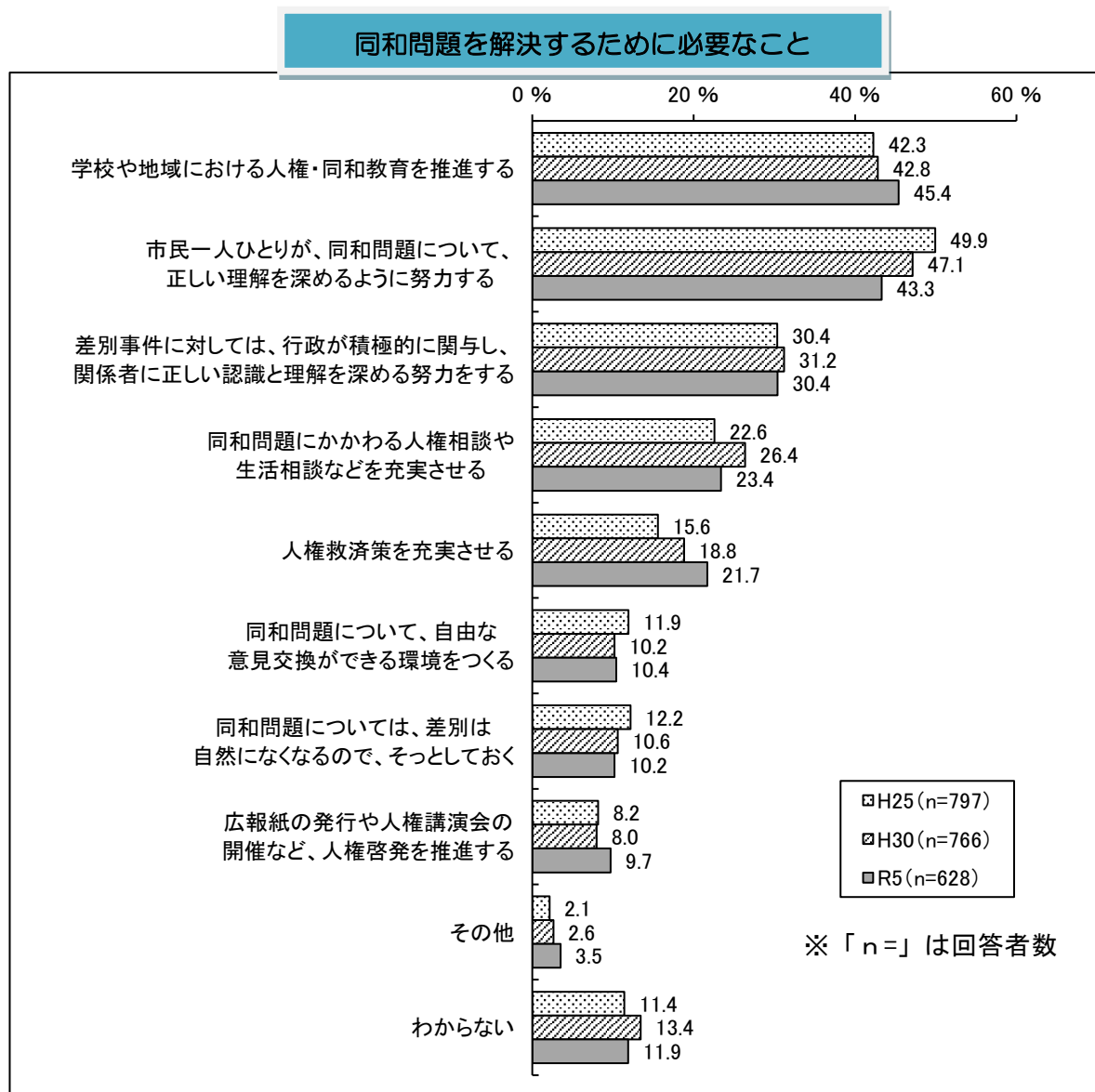
「部落差別解消推進法」の認知度



☐ 内容をよく知っている
 ☐ ある程度内容を知っている
 ☐ 名前だけ知っている
 ☐ 知らない

第三者による身元調査の実施についての考え





6 外国籍市民等※の人権について

<現状>

現在、新潟市には6,728人（2024（令和6）年8月末日現在）の外国籍市民が暮らしており、全人口に占める構成比は約0.9%となっています。また、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

国では、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るための「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を改正し、2019（平成31）年に施行しています。あわせて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を策定し、新たな外国人材受入れに伴う生活者としての外国人の支援が図られています。

また、外国人材受け入れを拡大する新制度の開始に伴い、「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、国や自治体には、国内で暮らす外国人などへの日本語教育を推進することが責務とされました。

また、2016（平成 28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。これは、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目的としています。

新潟市では、増加する外国籍市民等との共生社会推進に全庁的に取り組むため、令和 6 年 8 月に「新潟市外国人との共生社会推進本部」を設置しました。推進本部を中心として、組織横断的に外国人にも暮らしやすい環境づくりに取り組み、外国籍市民等との共生社会を推進していきます。

令和 5 年調査では、「外国籍市民等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成 30 年調査と同様に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「生活に必要な情報の提供や説明が不十分であること」の回答がそれぞれ 3 割近くを占めました「外国籍市民等の人権を守るために必要なこと」に対しては、「外国語による相談の場を増やす」の回答が 4 割となっています。「相互理解と交流を深める」の回答は 3 割ありますが、平成 30 年調査、平成 25 年調査よりも急速に減っています。「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度は、「内容をよく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせて 1 割にとどまっています。

＜課題＞

外国につながりがある多様な文化的背景を持つ市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。

また、「ヘイトスピーチ解消法」については、その認知度を高める必要があります。

＜施策の方向性＞

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、公益財団法人新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

(出入国在留管理庁)

- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420481.pdf>

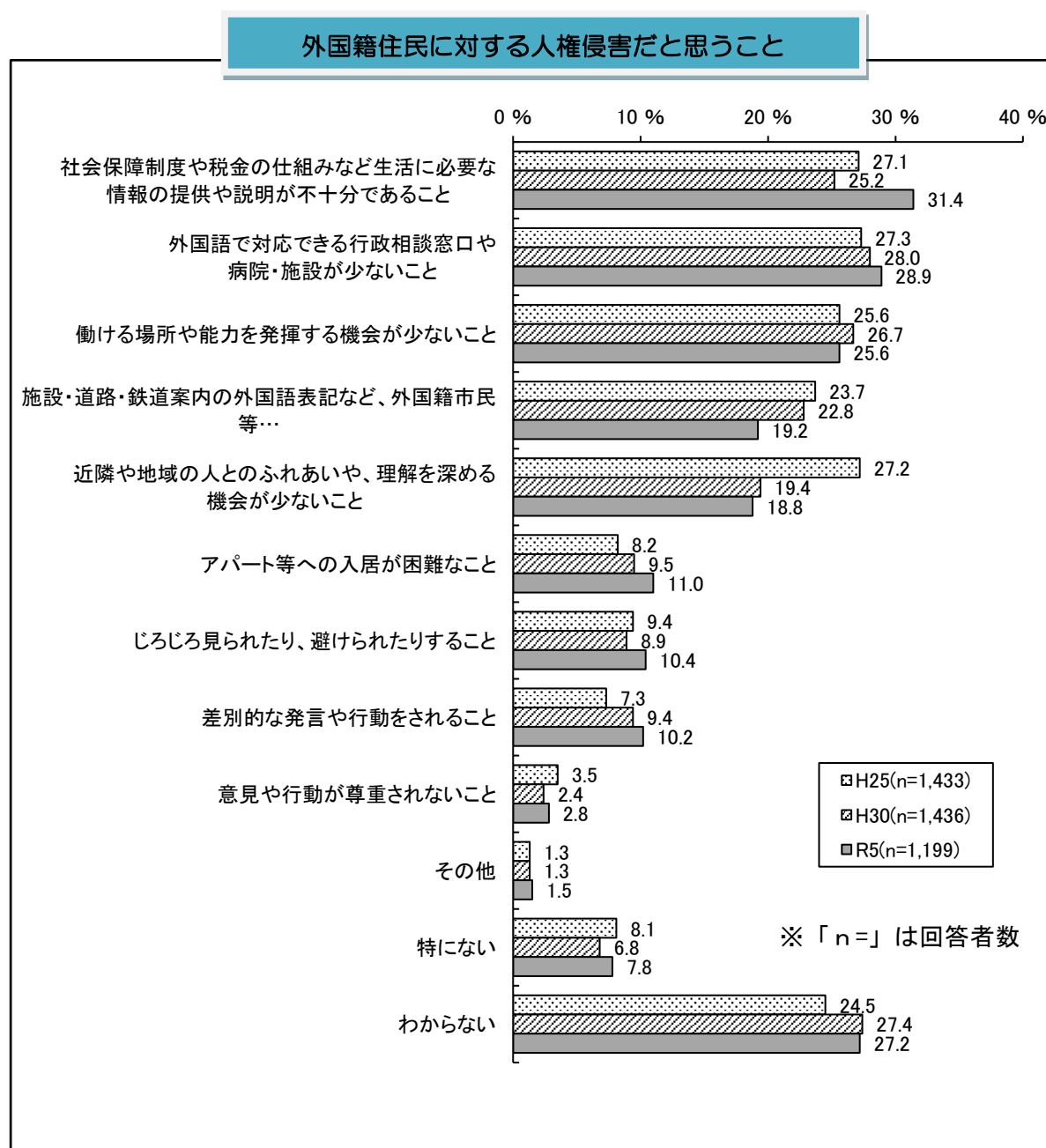
- ・外国人との共生社会の実現に向けた ロードマップ

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420460.pdf>

(文化庁)

- ・日本語教育の推進に関する法律

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf



7 HIV[※]感染者等の人権について

(1) HIV感染者等

<現状>

HIV感染症はHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。HIVは感染すると、免疫の司令塔の役割を持つ細胞（CD4陽性リンパ球）に感染し、その細胞内で増えていきます。HIVに感染したCD4陽性リンパ球は次々と破壊され、それによって身体の免疫力が低下します。免疫機構が破壊され、免疫不全状態となり、国の定めた23の指標疾患が診断されるとエイズ発症となります。

1980年代に初めてエイズ患者が発見された当時は日本でもエイズパニックとなり、エイズ＝死というイメージを人々の中にもたらしました。1996年に多剤併用療法が登場するまで、エイズは発症すると有効な治療法がなく、死の病気とされてきました。

HIVは感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、治療効果を高めたりすることが可能となっています。現在は医療技術の進歩により、1日1錠治療薬を飲むことで、HIVの増殖を抑え、免疫機能を維持できるようになり、HIVに感染する前と同じような生活ができるようになりました。また、適切な治療を受け、HIVのウイルス量が検査しても検出されないレベルまで減ると、性行為であっても他者にHIVを感染させないことがわかっています。

平成30年に内閣府が実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズについてどのような印象を持っているかの問いに「死に至る病気である」を挙げた者の割合が52.1%でした。また、HIV/エイズに関する最新情報を知っているかの問いには、「全て知らない」が35.1%、「わからない」が10.0%でした。医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、HIV/エイズに関し、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえず、そのためにHIV感染者等への差別や偏見は依然として残っています。世界レベルでHIV/エイズのまん延防止とHIV感染者/エイズ患者に対する差別・偏見の解消を目的に、世界保健機関（WHO）が世界エイズデー（12月1日）を制定し、世界各国でHIV/

エイズに関する啓発活動を行っています。また、厚生労働省が6月1日から6月7日をH I V検査普及週間と定めており、国内で啓発や検査を実施しています。

我が国の新規H I V感染者/エイズ患者報告数は、2013（平成 25）年をピークに、徐々に減少し、現在では年間 1000 件を下回っています。しかし、エイズを発症した状態で初めて診断される報告が約 3 割であることから、引き続き社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、エイズ予防指針に基づき効果的な普及啓発や発生動向調査の強化などを推進しています。

新潟市では、H I V感染者/エイズ患者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、学校向けの講座や、病院・福祉施設・市の職員向けの研修会等を行い、H I V/エイズに対する正しい理解の促進に取り組んでいます。また、リーフレットの配布や、世界エイズデー、H I V検査普及週間に合わせてラジオやSNS等で啓発を行い、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図っています。

令和 5 年度の「新潟市人権に関する市民意識調査」では、「H I V感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が約 5 割と最も多く、平成 30 年度の調査に比べても回答率が増えました。また、「H I V感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの、「医療体制やカウンセリング体制の充実」、「正しい知識を義務教育の中でも教育する」との回答が 4 割を超えています。

<課題>

2013（平成 25）年をピークにH I V感染者/エイズ患者が減少傾向にあり、H I V/エイズについてニュース等で聞く機会が減少したこと、H I V/エイズにどのような背景があるのかを知らない若い世代が増えたこと、身近にH I V感染者/エイズ患者がいない状況が、内閣府の調査や今回の調査結果にも出ていると推察されます。これらを踏まえてH I V/エイズについての正しい知識の普及、差別・偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

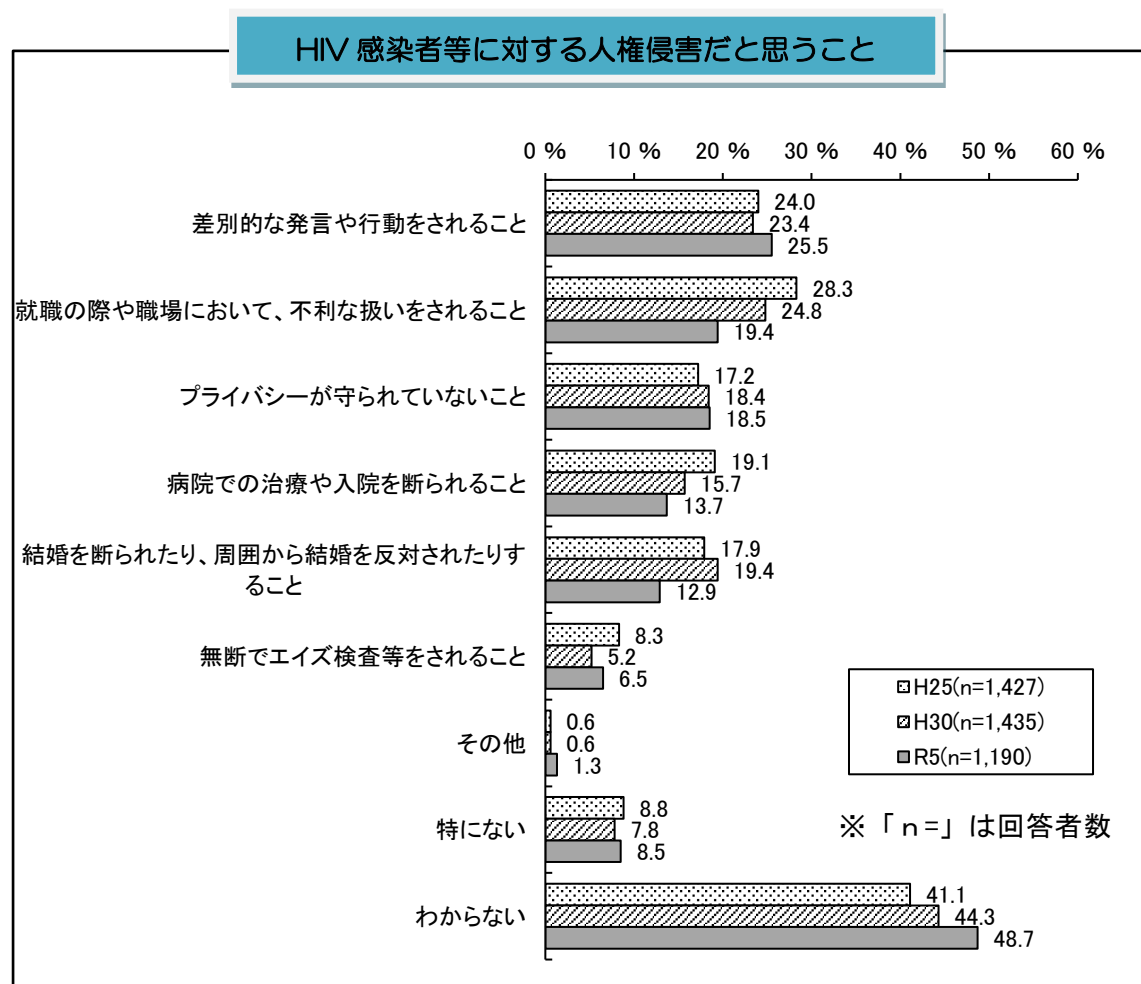
<施策の方向性>

今後もH I V感染者/エイズ患者等に対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のH I V/エイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動をさらに推進していきます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・平成 30 年に内閣府が実施した「H I V感染症・エイズに関する世論調査」

<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/h29/h29-H I V.html>



(2) ハンセン病[※]患者等

<現状>

ハンセン病は、**感染力が弱い**「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完治することができます。**現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。**しかし、**治療法がない時代は、体の一部が変形する外観の特徴などから、恐ろしい伝染病であると考えられ、患者やその家族も偏見や差別の対象にされることがありました。**明治後期以降、ハンセン病患者を強制的に収容する「強制隔離政策」が行われ、偏見や差別が助長されました。

1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止され、ようやく患者隔離政策に終止符

が打たれ、2001（平成 13）年には患者隔離政策を違憲とする熊本地裁判決が出ました。

しかし、この長年にわたる隔離政策などが患者等に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められず、2003（平成 15）年には熊本県内のホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題が起きました。

また、令和 5 年に厚生労働省が初めて行った意識調査の結果、「ハンセン病について自分が偏見や差別の意識を持っているかどうか」の問いに、「持っている」と回答した割合は 35.4%にのぼり、今なお社会に根強く存在する偏見や差別意識がハンセン病患者等に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

<課題>

令和 5 年の意識調査によると、現在の日本においてハンセン病が「感染しても発症に至ることがまれな病気である」という設問について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は 35.0%であり、ハンセン病についての正しい知識が浸透しているとは言えない状況です。また、ハンセン病強制隔離政策の認知度も過半数を割るなど、認知度が十分でないことが明らかになりました。患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消するために、正しい知識の普及・啓発を続けていく必要があります。

<施策の方向性>

今後とも県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策や現状について学び、理解を深めるとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書（2024 年 3 月）

https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/hansen_survey/index.html

8 新潟水俣病をめぐる人権について

<現状>

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、聴力障害などが挙げられます。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。認定申請や裁判を巡っても「金銭（補償金）目的」、「ニセ患者」、「補

償金で水俣御殿を建てた」などと中傷されたり、ねたまれることがあり、精神的にも深く傷つけられました。

2013（平成 25）年、熊本市及び水俣市で約 140 か国が出席した外交会議及びその準備会合が開催され、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、2017（平成 29）年に発効しました。それに伴い、我が国は水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取組を一層支援していくことを表明しています。

他方、1995（平成 7）年の未認定者救済の政治解決や 2009（平成 21）年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病被害者救済特別措置法）」による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、新潟水俣病公式確認から 60 年近くを経た今日でも健康被害の訴えは続いており、水俣病の認定申請や裁判が提起されるなど現在も大きな社会問題となっています。

新潟市では、新潟水俣病患者[※]の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、認定患者や手帳所持者への家庭訪問、申請者医療救済事業、市民講座、地域の環境学習支援事業、職員研修など、健康面・精神面での支援や経済的支援及び新潟水俣病に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。

令和 5 年調査では、「新潟水俣病被害者等に関して人権侵害だと思うこと」に対し、「偏見を持たれること」の回答が 4 割弱と平成 30 年調査に比べ回答率が減少し、逆に「地域での日常生活上、差別的な言動をされること」の回答が 2 割、「わからない」の回答が 3 割半ばといずれも平成 30 年調査に比べ回答率が増加しています。また、「新潟水俣病被害者等の人権を守るために必要なこと」に対し、「相談できる体制を整備する」、「教育・啓発広報活動を推進する」の回答が 3 割半ば、「生活費や治療費を援助する」の回答が 2 割半ばといずれも平成 30 年調査に比べ回答率が減少する一方、「新潟水俣病患者のプライバシーを保護する」、「わからない」の回答率が増加し 2 割半ばとなっています。調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、まだまだ言いがたい状況です。

＜課題＞

令和 5 年調査では、いずれの調査項目においても「わからない」の回答率が、以前の調査に比べて増えており、他の回答は総じて減少傾向を示しています。これは新潟水俣病に係る教育・啓発活動について「わからない」というだけでなく、新潟水俣病問題そのものが「わからない」という可能性も考えられるため、今後もより多くの人に水俣病について理解してもらう機会を作り、差別や偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

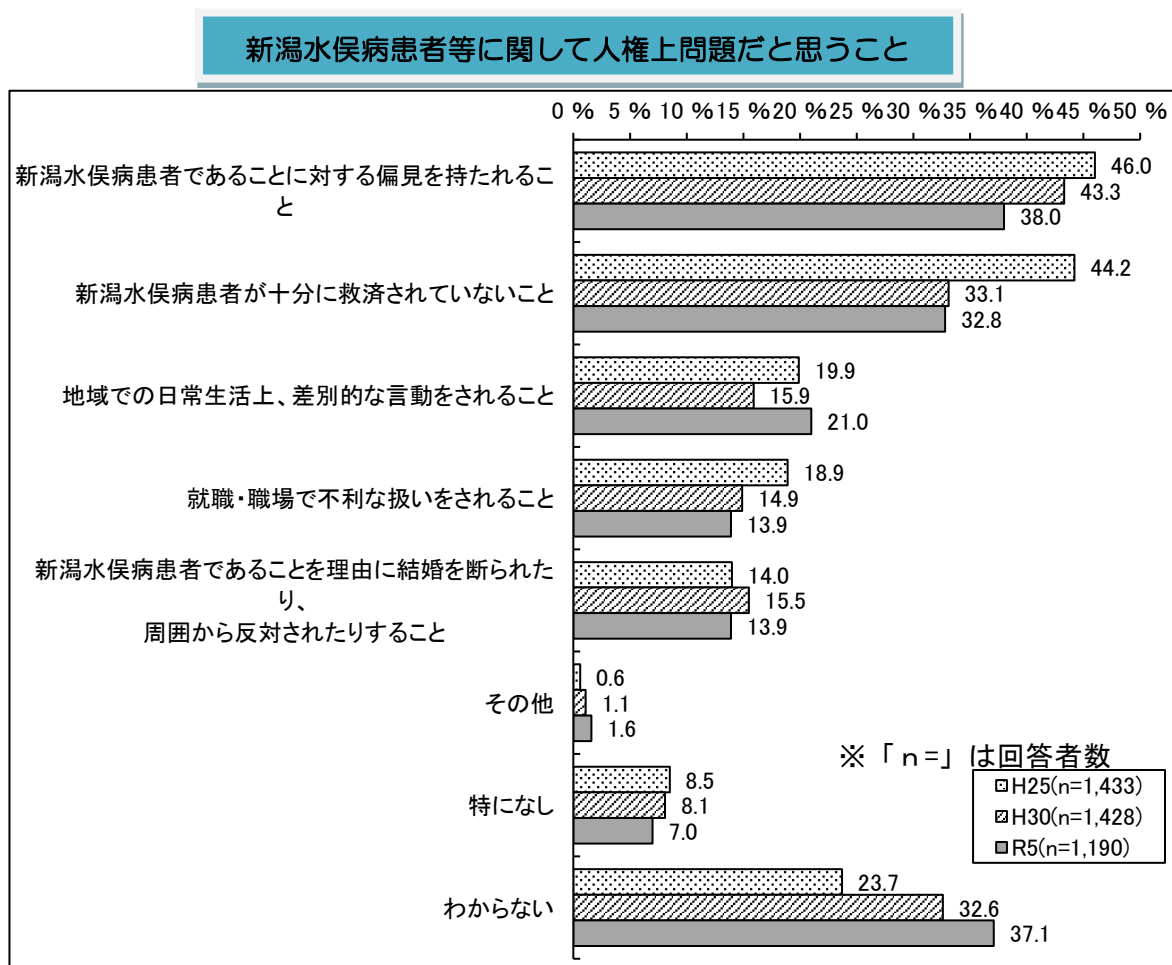
<施策の方向性>

新潟市では、県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟水俣病 施策 推進審議会

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/1356836438340.html>



9 拉致問題をめぐる人権について

<現状>

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりました。日本の当局による捜査や、亡命した北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

新潟市では1977年（昭和52年）11月15日に当時、寄居中学校1年生だった横田めぐみさんが北朝鮮により拉致され、また、1974年（昭和49年）2月24日に佐

渡郡新穂村で失踪した本市出身の大澤孝司さんが、その後、特定失踪者問題調査会により「拉致の疑いが濃厚」とされています。

1991 年以來、政府は機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮側は頑なに否定し続けました。しかし、2002 年 9 月の第 1 回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認めた上で謝罪し、再発防止を約束しました。同年 10 月には、5 人の拉致被害者が 24 年ぶりに帰国しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態でも救出を待っています。

国連人権理事会では、2008(平成 20)年から 17 年連続、国連総会では 2005(平成 17)年から 20 年連続で北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致問題を含むすべての人権侵害を終わらせる手段を早急に取り組むことを求めています。

国連安全保障理事会においては、2005(平成 17)年に日本・アメリカ・韓国・中国・ロシア・北朝鮮の六者会合において共同声明が採択され、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎とした、国交を正常化するための措置をとることが、目標の一つとして位置付けられました。

北朝鮮による拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国においても 2006(平成 18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。)」を制定しています。

2013(平成 25)年 1 月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、すべての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置しました。

新潟市では、拉致問題の風化防止と早期解決を図ることを目的として令和 4 年 12 月に「新潟市拉致問題等啓発推進条例」を制定し、県や関係機関と連携した啓発事業等(県民集会、巡回パネル展、映画「めぐみ」の上映会など)を実施するとともに、市庁舎壁面に啓発用ラッピングシートを掲示しています。

令和 5 年調査では、「あなたは、北朝鮮当局による拉致問題を解決するために、市民としてどのようなことが必要だと思いますか。」に対し、「拉致問題への関心が風化することがないよう、広報・啓発活動に参加すること」との回答が 5 割を超えています。自由意見では早期解決を望む声が多数寄せられ、それ以外にも、「政府主導の取組が必要」などの意見がありました。

＜課題＞

2017(平成 29)年 4 月には北朝鮮の担当大使による政府間合意そのものを破棄した旨の発言があるなど、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念されます。

拉致被害者家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決にはもはや一刻の猶予もありません。2024（令和6）年2月に北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）と北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）は、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を求めるなど新しい運動方針を決定しましたが、未だ帰国は実現していません。

また、政府は平成18年を最後に拉致被害者の認定を行っておらず、特定失踪者を拉致被害者として新たに認定することについては一向に進展が見られません。

時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

＜施策の方向性＞

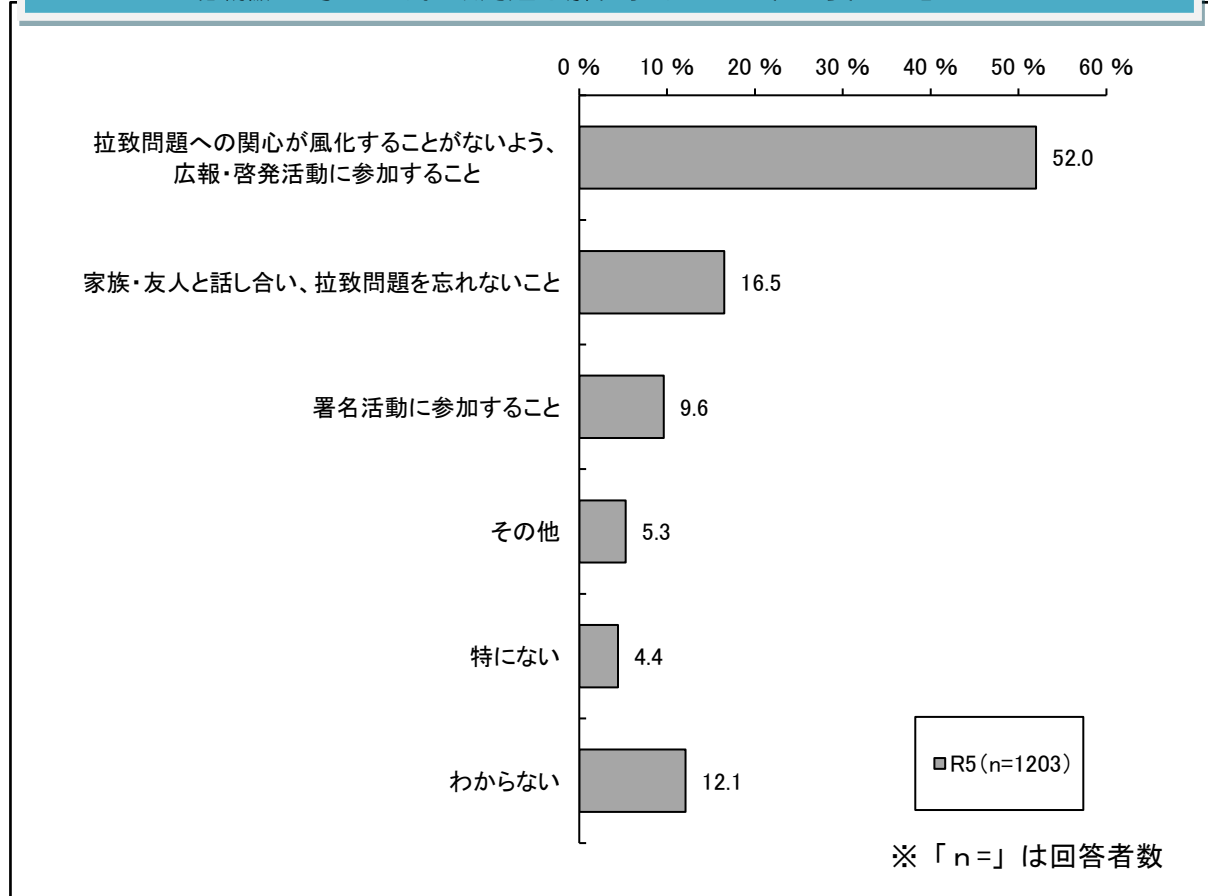
これは国家間の問題ですが、「北朝鮮人権侵害対処法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、北朝鮮当局による国家の犯罪であることから、市内の韓国・朝鮮籍市民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

＜施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等＞

・拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策（内閣官房 拉致問題対策本部ホームページ）

<https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/20130125honbukettei.pdf>

北朝鮮当局による拉致問題を解決するために、必要だと思うこと



10 LGBTQ等性的マイノリティ※の人権について

<現状>

近年、LGBTQなどの性的マイノリティについてはマスコミで多く取り上げられ、人権問題として広く認知されるようになってきました。

恋愛・性愛対象となる性別（性的指向）が同性に向かう同性愛や両方の性別に向かう両性愛、からだの性（生物学的な性）とこころの性（ジェンダーアイデンティティ※・性自認）に違和感を持つ人（トランスジェンダー※）に対する理解は十分ではないため、当事者の多くは偏見や差別を恐れ、生きづらさを抱えています。

2023（令和5）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の役割を明らかにしました。

新潟市では、性的マイノリティ支援事業として、講演会の開催などによる市民への啓発、電話相談による当事者やご家族などへの支援を行っています。また、市職員向けにも研修を行い、理解を深めています。

令和5年調査では、「LGBTQ等性的マイノリティに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「差別的な言動をされること」の回答の割合が最も高く4割半ばとなっています。次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が4割、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「好きな人と結婚（法律で定める婚姻）できないこと」が3割、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が2割台となっています。

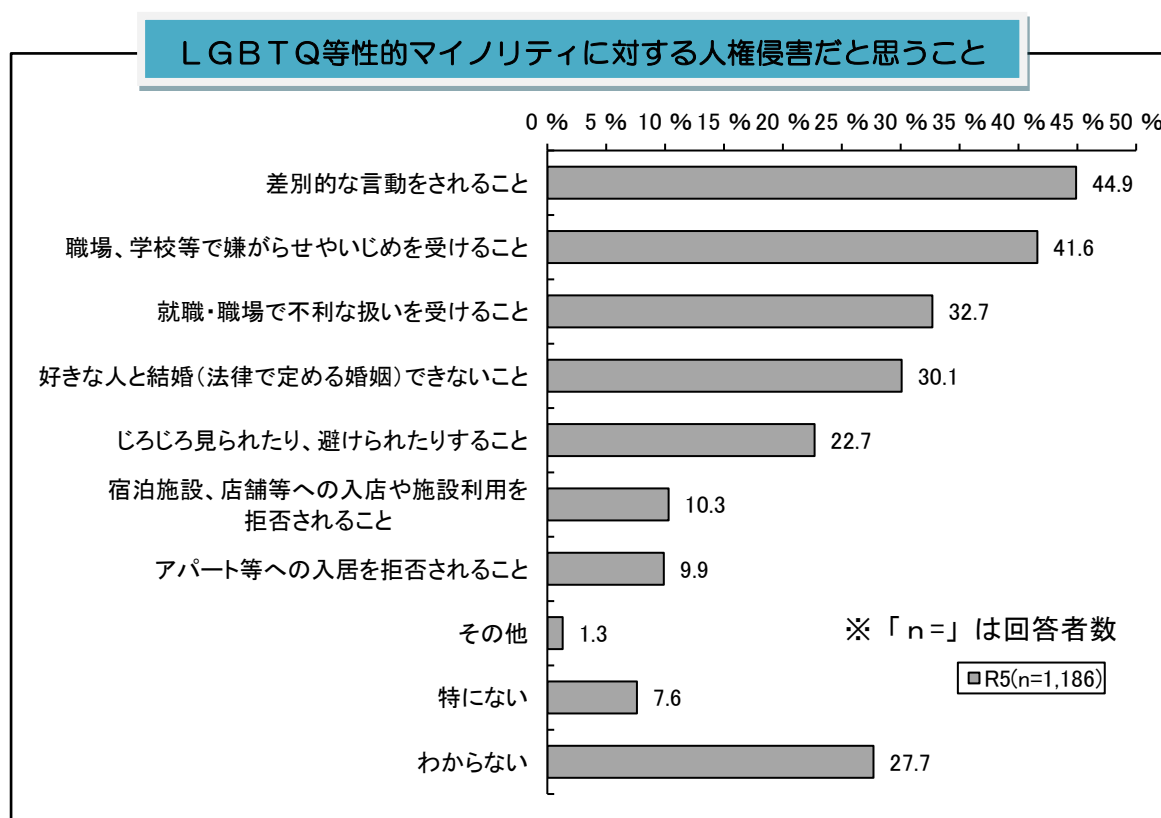
＜課題＞

性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、**学校や職場などで**周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、**就職で不利な取り扱いを受けるなど、ライフステージによって様々な問題に直面しています。**

また、当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい認識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。

＜施策の方向性＞

性の多様性に関する正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者や家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。



1 1 犯罪被害者等の人権に関する問題について

<現状>

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという直接的な被害に加え、犯罪被害に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、生計維持者を失うなどによる経済的な困窮、捜査・裁判への対応による精神的・時間的負担、更には周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的苦痛などの「二次的被害」や、加害者からの更なる被害等への不安や恐怖など、長期にわたり苦しめられます。

そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

新潟市においても、2012 年（平成 24 年）に市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、犯罪被害者等が必要な各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、窓口のワンストップサービス化を図っています。

また、2022（令和 4）年に犯罪被害者等支援における基本理念や市・市民・事業者・民間支援団体の責務、基本的支援施策などについて定めた「新潟市犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、2023（令和 5）年には、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

令和 5 年実施の調査では、「犯罪被害者等の人権が特に守られていないと思われるのは、どのようなことですか。」に対し、「マスメディアなどの報道によって、私生活の平穏を保てなくなること」の回答の割合が最も高く、6 割弱となっています。次いで「犯罪行為によって、身体的・精神的に被害を受けること」が 4 割強、「周囲の心ない言動や偏見によって、精神的苦痛を受けること」が 3 割強などとなっています。

<課題>

犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減及び二次的被害防止を図るため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会築くためには、地域社会において犯罪被害者等の気持ちに寄り添うとともに、その置かれた状況に配慮し、人権を尊重して支えることが必要です。よって、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関して、より多くの市民の方に理解していただくことが必要です。

<施策の方向性>

新潟市では、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、1. 尊厳にふさわし

い処遇を保障される権利を尊重すること、2. 状況や事情に応じて適切に行うこと、3. 二次的被害や再被害を生じさせないこと、4. 途切れなく行われること、といった4つの基本方針を掲げて様々な支援を進めています。

犯罪被害者等に対して適切な支援を行うためには、支援の重要性を正しく理解するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況やニーズに合わせた支援メニューについての理解が重要であり、犯罪被害者等支援施策については、庁内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、関係部署の所属長及び各支援業務に従事する担当職員を対象として研修会を年1回ずつ開催し、犯罪被害者等支援に必要な情報及び知識の取得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上を図ります。

市民等の理解の増進については、広報誌やホームページ、各種SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」（毎年11月）及び国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）に併せ、パネル展などの犯罪被害者等支援に関するイベントの開催など各種啓発活動に取り組みます。

警察や早期援助団体をはじめとする関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう二次的被害の防止に取り組めます。

あわせて、子どもの頃から犯罪被害者等支援についての正しい理解を深めることが大切であることから、学校、家庭及び地域社会との連携の下、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のために学生向けのリーフレットの配布などを行い、必要な教育活動を推進します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟市犯罪被害者等支援条例

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/higaisyashien-iyorei.html>

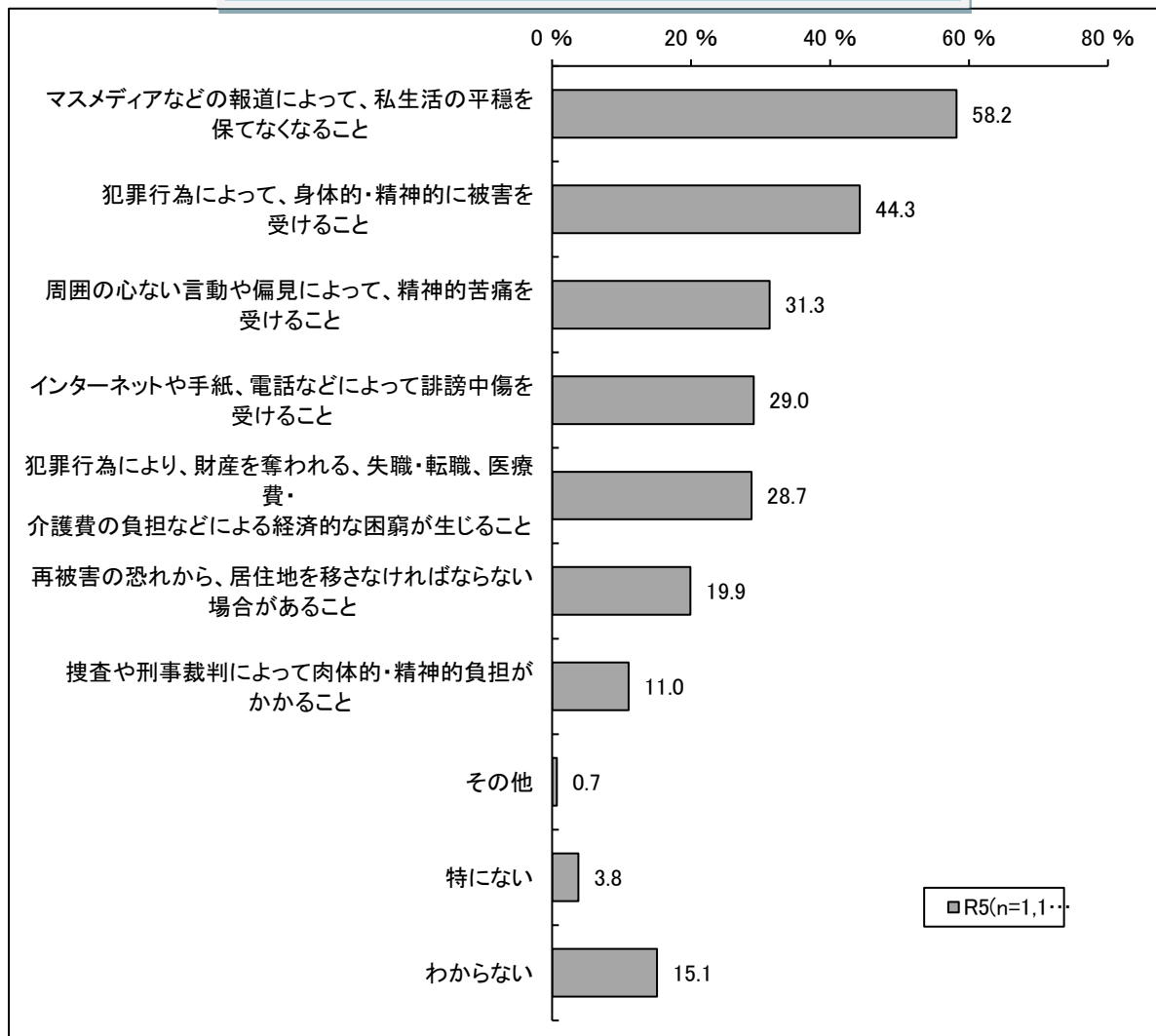
- ・新潟市犯罪被害者等支援推進計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/hanpikeikaku.html>

- ・新潟市犯罪被害者等支援推進会議

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/shiminseikatsu/shiminseikatu/higaisyashien.html>

犯罪被害者等に関して人権侵害だと思うこと



13 さまざまな人権問題

【ホームレス】

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を送っているホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレス自立支援施策については、2002（平成14）年施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」に基づき、国において基本方針が策定され、国及び地方公共団体においては、当該目標に関する総合的又は地域の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、総合的に施策が講じられています。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が2015

(平成 27) 年から施行されています。

新潟市では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、失業・病気・人間関係などさまざまな理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、状況に応じた支援を行っています。自立に向けた人的な支援が中心となっている制度で、この中の居住支援事業により、ホームレス支援に継続的に取り組んでいます。

ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためにはその偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。

【 刑を終えて出所した人 】

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職などで、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。

2016 (平成 28) 年に「再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)」の成立を受け、国、地方公共団体、民間の連携をさらに進めるため、国は再犯防止推進計画を策定しました。

新潟市では、保護司会の運営する「更生保護サポートセンター」の活動や、「社会を明るくする運動」に協力してきました。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。

関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」に協力し、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより、再犯を防ぎ、自立し、更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。

【 個人情報 】

行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。こうした中、個人情報の有用性を配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法 (個人情報の保護に関する法律)」が 2003 (平成 15) 年に制定され、2005 (平成 17) 年に全面施行されました。また、2013 (平成 25) 年に、社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (マイナンバー法)」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取り扱いに慎重さが求められます。

個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。

【 職業差別 】

技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、職業の多様化が進んでいます。

これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く一人ひとりの人権が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。

機会をとらえ、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。

【 その他 】

そのほか、「アイヌの人々」、「東日本大震災に起因する人権侵害」「**宗教的マイノリティ**」などの人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

新潟市は本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を推進するため、人権啓発及び人権教育に関することを所管する広聴相談課を事務局とし、全庁的に組織する「庁内推進会議」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り込まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。また、市民一人ひとりの理解と協力も必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と新潟市で構成）、新潟市同和教育研究協議会と協働し、効率的かつ有効な人権教育・啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取組を働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な人権教育・啓発が進められるよう連携に努めます。

3 計画の評価

本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、「庁内推進会議」及び外部の委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」で検証したうえ、その施策や個別事業は新潟市ホームページに掲載するなど情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。この評価は毎年実施します。

また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」及び「人権に対する関心」についての意識の推移を注視しながら、総合的に検討・評価します。

新潟市人権教育・啓発推進計画

編集・発行：新潟市市民生活部広聴相談課

平成 20 年 3 月策定

平成 27 年 3 月改訂

令和 2 年 3 月改訂

令和 年 月改訂



一人ひとりの人権が
大切にされるまち
新潟市

新潟市市民生活部広聴相談課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL : 025 - 226 - 1016 (直通) FAX : 025 - 223 - 8775
E-mail : kocho@city.niigata.lg.jp